



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

告 示

◇東扇島地先の公有水面埋立免許(第102号)..... 977

◇道路区域の変更(第103号)..... 978

◇道路区域の変更(第104号)..... 978

◇道路の供用開始(第105号)..... 978

◇港湾施設の名称、位置、規模等(第106号)..... 979

◇自転車等放置禁止区域の指定(第107号)..... 980

◇入札占用計画の認定(第108号)..... 982

◇入札占用計画の認定(第109号)..... 982

◇入札占用計画の認定(第110号)..... 982

◇入札占用計画の認定(第111号)..... 982

◇道路区域の変更(第112号)..... 982

◇道路の供用開始(第113号)..... 982

◇道路区域の変更(第114号)..... 983

◇道路区域の変更(第115号)..... 983

◇道路の供用開始(第116号)..... 983

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第117号)..... 983

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第118号)..... 984

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第119号)..... 984

◇自転車等の撤去と保管(第120号)..... 984

◇道路区域の変更(第121号)..... 984

◇道路の供用開始(第122号)..... 985

◇道路区域の変更(第123号)..... 985

◇道路の供用開始(第124号)..... 985

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第125号)..... 985

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第126号)..... 985

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第127号)..... 986

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第128号)..... 986

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第129号)..... 986

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第130号)..... 987

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第131号)..... 987

◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第132号)..... 988

◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第133号)..... 989

◇道路区域の変更(第134号)..... 989

◇道路の供用開始(第135号)..... 989

◇道路区域の変更(第136号)..... 990

◇道路の供用開始(第137号)..... 990

◇道路区域の変更(第138号)..... 990

◇道路の供用開始(第139号)..... 990

◇自転車等の撤去と保管(第140号)..... 990

◇行旅死亡人の告示(第141号)..... 991

◇道路区域の変更(第142号)..... 991

◇道路の供用開始(第143号)..... 992

◇道路区域の変更(第144号)..... 992

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第145号)..... 992

◇指定障害児通所支援の事業の廃止(第146号)..... 993

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第147号)..... 993

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第148号)..... 993

税 告 示

◇固定資産税の納税者の縦覧(第2号)..... 994

公 告

◇条例環境影響評価審査書の公告(第166号)..... 994

◇開発行為に関する工事の完了(第167号)..... 1000

◇開発行為に関する工事の完了(第168号)..... 1001

◇開発行為に関する工事の完了 (第169号)	1001	加する者に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等 (第229号)	1048
◇一般競争入札の執行 (第170号).....	1001	◇特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等 (第230号).....	1052
◇公募型プロポーザルの実施 (第171号)	1005	◇落札者等の公示 (第231号).....	1056
◇開発行為に関する工事の完了 (第172号)	1006	◇落札者等の公示 (第232号).....	1057
◇道路位置の廃止 (第173号).....	1006	◇一般競争入札の執行 (第233号).....	1057
◇開発行為に関する工事の完了 (第174号)	1006	◇一般競争入札の執行 (第234号).....	1059
◇道路位置の指定 (第175号).....	1007	◇一般競争入札の執行 (第235号).....	1060
◇開発行為に関する工事の完了 (第176号)	1007	◇一般競争入札の執行 (第236号).....	1062
◇公募型プロポーザルの実施 (第177号)	1007	税公告	
◇一般競争入札の執行 (第178号).....	1008	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第61号)	1063
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第179号).....	1017	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第62号)	1063
◇開発行為に関する工事の完了 (第180号)	1018	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第63号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第181号).....	1018	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第64号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第182号).....	1019	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第65号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第183号).....	1020	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第66号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第184号).....	1022	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第67号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第185号).....	1024	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第68号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第186号).....	1026	◇市税過誤納金等還付 (充当) 通知書の公示送達 (第69号)	1064
◇一般競争入札の執行 (第187号).....	1027	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第70号)	1064
◇公募型プロポーザルの実施 (第188号)	1028	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行 (第189号).....	1029	◇収納取扱金融機関の変更 (第17号)	1065
◇平成29年度地籍調査事業の変更 (第190号).....	1029	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第191号).....	1030	◇一般競争入札公告の取消し (第18号)	1065
◇一団地の総合的設計制度の認定 (第192号).....	1034	◇一般競争入札の執行 (第19号)	1065
◇農用地利用集積計画の制定 (第193号)	1034	◇一般競争入札の執行 (第20号)	1068
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請 (第194号).....	1037	上下水道局公告 (調達)	
公告 (調達)		◇落札者等の公示 (第10号)	1070
◇一般競争入札の執行 (第222号).....	1037	病院局公告	
◇一般競争入札の執行 (第223号).....	1038	◇一般競争入札の執行 (第18号)	1070
◇一般競争入札の公告 (第224号).....	1040	病院局公告 (調達)	
◇一般競争入札の公告 (第225号).....	1042	◇落札者等の公示 (第4号)	1071
◇一般競争入札の執行 (第226号).....	1043	消防局公告	
◇一般競争入札の執行 (第227号).....	1045	◇サイレンの吹鳴 (第4号)	1072
◇一般競争入札の公告 (第228号).....	1047		
◇一般競争入札及び指名競争入札に参			

消防局訓令

- ◇川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令(第1号) 1072

教育委員会告示

- ◇教育委員会臨時会の招集(第4号) 1073
- ◇教育委員会定例会の招集(第5号) 1073
- ◇告示の訂正(第6号) 1073

選挙管理委員会告示

- ◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数(第2号) 1073

監査公表

- ◇監査の結果について(第3号) 1074
- ◇監査の結果について(第4号) 1082

農業委員会告示

- ◇川崎市農業委員会総会の招集(第2号) 1135

区公告

- ◇住民票の職権消除(川崎区第27号) 1135
- ◇印鑑登録の抹消(川崎区第28号) 1135
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第29号) 1135
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第30号) 1136
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第31号) 1137
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第10号) 1137
- ◇住民票の職権消除(幸区第11号) 1137
- ◇印鑑登録の抹消(幸区第12号) 1137
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(中原区第11号) 1138
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第12号) 1138
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第14号) 1138
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(高津区第15号) 1138
- ◇差押解除通知書及び配当計算書の公示送達(高津区第16号) 1139
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第18号) 1139
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第19号) 1139
- ◇住民票の職権消除(多摩区第16号) 1139
- ◇印鑑登録の抹消(多摩区第17号) 1139
- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第18号) 1140

- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第19号) 1140
 - ◇配当計算書(謄本)の公示送達(多摩区第20号) 1140
 - ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第21号) 1140
 - ◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(多摩区第22号) 1140
 - ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第23号) 1140
 - ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第15号) 1141
 - ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(麻生区第16号) 1141
- 区選挙管理委員会告示**
- ◇川崎市麻生区選挙管理委員会委員に補欠した者の住所及び氏名(麻生区第1号) 1141
- 辞 令**
- ◇3月9日付け 1142
- 正 誤**
- ◇第1,741号 1142

告 示

川崎市告示第102号

東扇島地先の公有水面埋立免許について、公有水面埋立法第11条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月1日

川崎港湾管理者 川崎市

代表者 川崎市長 福田 紀彦

- 1 免許日
平成30年3月1日
- 2 出願人
所在地 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
名称 川崎市
代表者氏名 川崎市長 福田 紀彦
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
神奈川県川崎市川崎区東扇島32番1、32番2、81番1及び82番の地先公有水面
 - イ 区域
次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位(D. L. +1.88m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 公共基準点103（北緯35度29分44秒
6858 東経139度45分36秒9288）から
164度33分38秒 442.44mの地点
- ②の地点 ①の地点から 174度04分55秒
1.46mの地点
- ③の地点 ②の地点から 241度34分54秒
338.26mの地点
- ④の地点 ③の地点から 331度34分54秒
20.00mの地点

ウ 面積
131,937.59㎡

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

神奈川県川崎市川崎区東扇島32番1、32番2、
81番1、81番2及び82番地内並びに同東扇島32
番1、32番2、81番1及び82番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とク
の地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 公共基準点103（北緯35度29分44秒
6858 東経139度45分36秒9288）から
159度38分47秒 355.85mの地点

イの地点 アの地点から 61度34分54秒
148.67mの地点

ウの地点 イの地点から 151度34分54秒
350.15mの地点

エの地点 ウの地点から 241度34分54秒
737.02mの地点

オの地点 エの地点から 331度34分54秒
350.00mの地点

カの地点 オの地点から 61度34分54秒
158.39mの地点

キの地点 カの地点から 331度34分54秒
419.96mの地点

クの地点 キの地点から 61度34分54秒
429.96mの地点

ウ 面積
438,545.74㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地、保管施設用地

川崎市告示第103号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定
に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい
て、平成30年3月1日から平成30年3月15日まで一般の
縦覧に供します。

平成30年3月1日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	長 沢 第24号線	川崎市多摩区长沢 1丁目8702番1先 ----- 川崎市多摩区长沢 1丁目8703番14先	2.70 ～ 6.00	39.78	
新	長 沢 第24号線	川崎市多摩区长沢 1丁目8702番1先 ----- 川崎市多摩区长沢 1丁目8703番1先	6.00 ～ 7.69	10.04	隅きり を含む
旧	長 沢 第53号線	川崎市多摩区长沢 1丁目8703番2先 ----- 川崎市多摩区长沢 1丁目8703番2先	12.01 ～ 12.48	3.62	
新	長 沢 第53号線	川崎市多摩区长沢 1丁目8703番13先 ----- 川崎市多摩区长沢 1丁目8703番13先	12.01	3.62	

川崎市告示第104号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定
に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい
て、平成30年3月1日から平成30年3月15日まで一般の
縦覧に供します。

平成30年3月1日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	木月大町 第9号線	川崎市中原区木月大町 107番6先 ----- 川崎市中原区木月大町 107番6先	3.91	123.79	
新	木月大町 第9号線	川崎市中原区木月大町 107番1先 ----- 川崎市中原区木月大町 107番1先	3.95	123.79	

川崎市告示第105号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定
に基づき、次の道路の供用を平成30年3月1日から開始
します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい
て、平成30年3月1日から平成30年3月15日まで一般の
縦覧に供します。

縦覧に供します。

平成30年3月1日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
木月大町 第9号線	川崎市中原区木月大町107番1先	
	川崎市中原区木月大町107番1先	

川崎市告示第106号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成30年3月1日から適用する。

平成30年3月1日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地

「

名称	利用区分	位置	面積
川崎コンテナ	1級荷さばき地	一般利用	川崎区東扇島92番地 平方メートル 63,546
		専用利用	〃 40,190
川崎コンテナ	2級荷さばき地	専用利用	〃 21,180
		2級荷さばき地	一般利用
川崎区東扇島(92番地を除く。)	166,039		
専用利用	川崎区千鳥町		231,932
	川崎区東扇島		92,565
川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149		
川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483		

」

を

「

名称	利用区分	位置	面積
川崎コンテナ	1級荷さばき地	一般利用	川崎区東扇島92番地 平方メートル 63,546
		専用利用	〃 40,190
川崎コンテナ	2級荷さばき地	専用利用	〃 21,180
		2級荷さばき地	一般利用
川崎区東扇島(92番地を除く。)	166,039		

」

2級荷さばき地	専用利用	川崎区千鳥町	236,278
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

に、

別表18事務所附帯施設

「

名称	位置	構造	面積
作業員詰所B棟	川崎区千鳥町8番3号	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	平方メートル 348
作業員詰所C棟	〃	〃	252
作業員詰所D棟	〃	〃	126
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	3,719
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装、コンクリート版	3,164
川崎コンテナ入口ゲートハウス	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテナ出口ゲートハウス	〃	〃	244
川崎コンテナゲートハウス事務所	〃	鉄骨造平家建	120
川崎コンテナメンテナンスショップ	〃	鉄骨造3階建	1,321
シャーシー置場	川崎区東扇島84番地	アスコン舗装	4,397
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島92番地	インターロッキングブロック、アスコン舗装	3,969

」

を

名 称	位 置	構 造	面 積
作業員詰所 B棟	川崎区千鳥町 8番3号	木造亜鉛メッ キ鋼板葺平家 建	平方メートル 348
作業員詰所 C棟	〃	〃	252
作業員詰所 D棟	〃	〃	126
荷役機械置 場	川崎区千鳥町 14番地	アスコン舗装	3,719
川崎コンテ ナ荷役機械 置場	川崎区東扇島 92番地	グラベルベッ ド舗装、アス コン舗装、コ ンクリート版	3,164
川崎コンテ ナ入口ゲー トハウス	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテ ナ出口ゲー トハウス	〃	〃	244
川崎コンテ ナゲートハ ウス事務室	〃	鉄骨造平家建	120
川崎コンテ ナメンテナ ンスショッ プ	〃	鉄骨造3階建	1,321
シャーシー 置場	川崎区東扇島 84番地	アスコン舗装	7,909
川崎コンテ ナシャーシ ー置場	川崎区東扇島 92番地	インターロッ キングブロッ ク、アスコン 舗装	3,969

に改める。

川崎市告示第107号

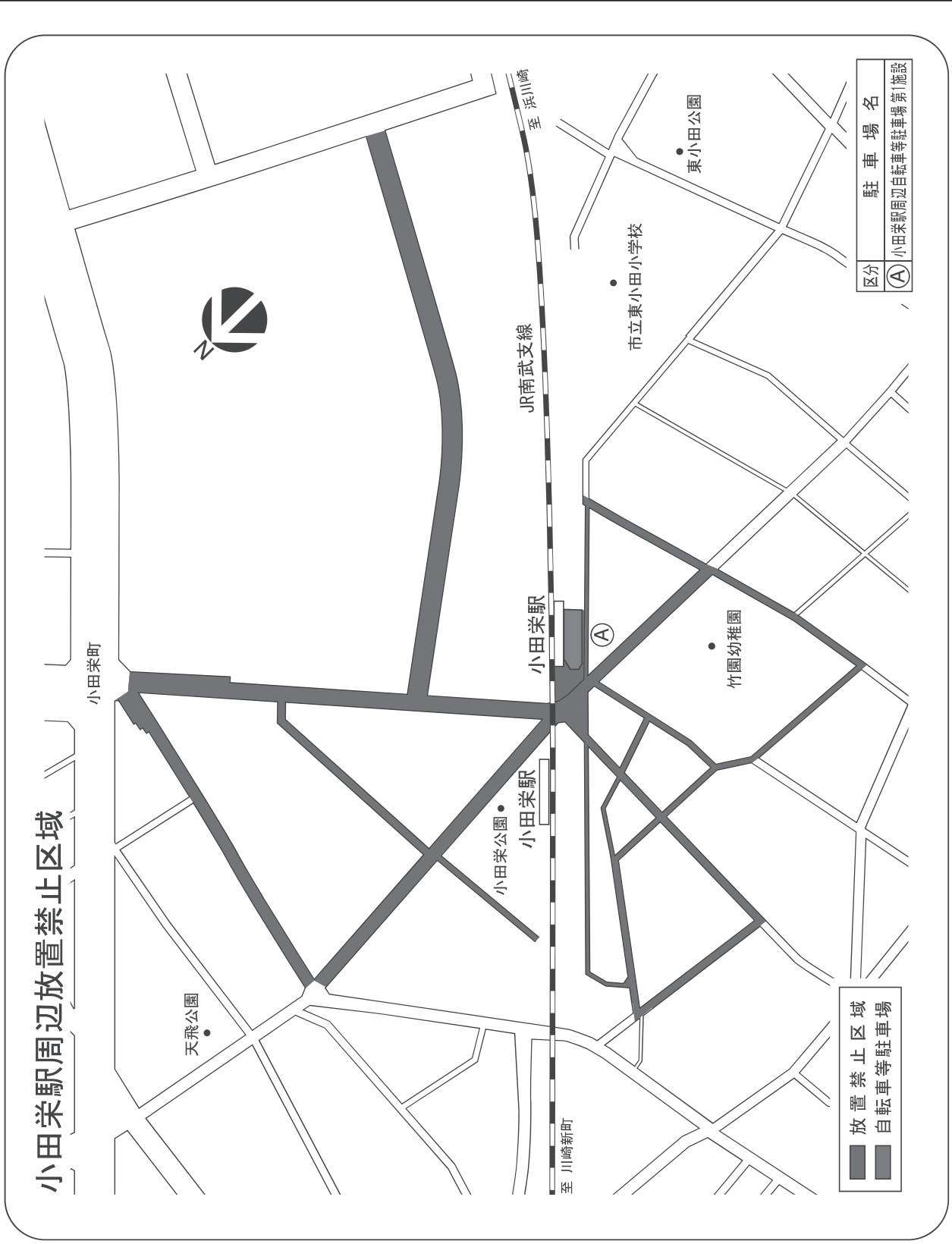
川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域を指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年3月1日

川崎市長 福田 紀彦

指定の効力発生年月日	指 定 場 所	
	指 定 区 域	区 域 図
平成30年3月1日	小田栄駅周辺	別図のとおり

小田栄駅周辺放置禁止区域



川崎市告示第108号

平成29年11月1日付けで公示した中原区小杉町3丁目の一般国道409号予定地（自転車等駐車場、広場、公園、購買施設、食事施設）について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
平成30年3月5日
- 2 認定の有効期間
平成30年3月5日から平成35年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市中原区小杉町3丁目15-5
- 4 認定計画提出者
東武不動産株式会社

川崎市告示第109号

平成29年11月1日付けで公示した中原区宮内4丁目の一般国道409号予定地（自動車駐車場）について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
平成30年3月5日
- 2 認定の有効期間
平成30年3月5日から平成35年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市中原区宮内4丁目679-2他
- 4 認定計画提出者
タイムズ24株式会社

川崎市告示第110号

平成29年11月1日付けで公示した麻生区下麻生3丁目の主要地方道横浜上麻生予定地（自動車駐車場）について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
平成30年3月5日
- 2 認定の有効期間
平成30年3月5日から平成35年3月31日
- 3 道路の占用の場所

川崎市麻生区下麻生3丁目112-8

- 4 認定計画提出者
タイムズ24株式会社

川崎市告示第111号

平成29年11月1日付けで公示した宮前区野川の市道宮前6号線予定地（その2）（自動車駐車場）について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
平成30年3月5日
- 2 認定の有効期間
平成30年3月5日から平成33年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市宮前区野川4028-13他
- 4 認定計画提出者
タイムズ24株式会社

川崎市告示第112号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月5日から平成30年3月19日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	小杉町第42号線	川崎市中原区小杉町3丁目1503番 川崎市中原区小杉町3丁目29番4先	4.10 ～ 16.00	251.13	
新	小杉町第42号線	川崎市中原区小杉町3丁目1501番 川崎市中原区小杉町3丁目29番4先	13.00 ～ 16.25	251.13	隅きりを含む

川崎市告示第113号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月5日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、平成30年3月5日から平成30年3月19日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
小杉町 第42号線	川崎市中原区小杉町3丁目1501番	隅きりを含む
	川崎市中原区小杉町3丁目29番4先	

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月5日から平成30年3月19日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	王 禅 寺 第343号線	川崎市麻生区王禅寺東 6丁目77番1先	1.82	19.65	
		川崎市麻生区王禅寺東 6丁目75番1先			
新	王 禅 寺 第343号線	川崎市麻生区王禅寺東 6丁目77番1先	0.92 ～ 1.82	6.44	
		川崎市麻生区王禅寺東 6丁目84番14先			

川崎市告示第115号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月5日から平成30年3月19日まで一般の縦覧に供します。

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
一般社団法人 ひなたぼっこ	ひなたぼっこ おだの家	川崎市川崎区小田四丁目 35-11	・放課後等デイサービス	平成29年7月1日	1455000404
株式会社クラ・ゼミ	こどもサポート教室 「きらり」新城駅前校	川崎市中原区新城5丁目 8-3 第二望月ビル1階1号室	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	平成29年7月1日	1455200392

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 生 第208号線	川崎市宮前区菅生 2丁目1978番1先	3.64	19.54	
		川崎市宮前区菅生 2丁目1981番1先			
新	菅 生 第208号線	川崎市宮前区菅生 2丁目1978番1先	4.32 ～ 6.00	19.54	
		川崎市宮前区菅生 2丁目1981番65先			

川崎市告示第116号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月5日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月5日から平成30年3月19日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 生 第208号線	川崎市宮前区菅生2丁目1978番1先 川崎市宮前区菅生2丁目1981番65先	

川崎市告示第117号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第118号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました。

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ワークスマイル	訪問介護 絆	川崎市川崎区藤崎三丁目7番19号	居宅介護 重度訪問介護	平成29年7月1日	1415001120

川崎市告示第119号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会福祉法人ともかわさき	すえなが	川崎市高津区末長1-3-5	就労継続支援B型	平成29年5月31日	1415300118
川崎医療生活協同組合	なかはらヘルパーステーション・虹	川崎市中原区上平間1264番地1 メディアホープなかはらビル	居宅介護 重度訪問介護	平成29年5月31日	1415200375

川崎市告示第120号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第121号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月6日から平成30年3月20日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	溝 口 第110号線	川崎市高津区溝口 2丁目167番8先 ----- 川崎市高津区溝口 2丁目167番8先	3.00 ～ 5.00	24.57	
新	溝 口 第110号線	川崎市高津区溝口 2丁目168番38先 ----- 川崎市高津区溝口 2丁目167番2先	4.75 ～ 5.37	24.57	

川崎市告示第122号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月6日から平成30年3月20日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
溝 口 第110号線	川崎市高津区溝口2丁目168番38先 ----- 川崎市高津区溝口2丁目167番2先	

川崎市告示第123号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月7日から平成30年3月22日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社グリーン・ケア・サービス	株式会社グリーン・ケア・サービス訪問介護事業部	川崎市川崎区南町10-11 パールハイツ1階	居宅介護 重度訪問介護	平成29年6月30日	1415000072

川崎市告示第126号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	西 生 田 第108号線	川崎市多摩区西生田 4丁目6603番34先 ----- 川崎市多摩区西生田 4丁目6603番32先	1.82 ～ 3.18	15.66	
新	西 生 田 第108号線	川崎市多摩区西生田 4丁目6603番31先 ----- 川崎市多摩区西生田 4丁目6603番30先	2.92 ～ 4.26	15.66	

川崎市告示第124号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月7日から平成30年3月22日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
西 生 田 第108号線	川崎市多摩区西生田4丁目6603番31先 ----- 川崎市多摩区西生田4丁目6603番30先	

川崎市告示第125号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社バリューネットワーク	安寿の杜 中原センター	川崎市中原区小杉町1-529-1 扶志三ビル3F	居宅介護 重度訪問介護	平成29年7月31日	1415200094

川崎市告示第127号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社アイエスエフ ネットケア川崎	アイエスエフネット ケア川崎	川崎市幸区幸町2-593 モリファーストビル5階	就労継続支援A型	平成29年8月31日	1415100559
株式会社E t t	月の光ケアサービス	川崎市幸区小倉5-2-14 鈴木ビル101号	居宅介護 重度訪問介護	平成29年8月31日	1415100617
株式会社ライフステージ	さくらの葉 介護ステーション	川崎市高津区千年新町1-9 第一ハウス201	居宅介護	平成29年8月20日	1415300589

川崎市告示第128号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
一般社団法人いやさか 福祉サービス	レクチア	川崎市宮前区野川67-1 アネックス梶ヶ谷102	行動援護	平成29年8月1日	1415500733
株式会社和光	和光ピュアライト中原	川崎市中原区小杉町1-529-1 扶志三ビル3階	居宅介護 重度訪問介護	平成29年8月1日	1415200979
有限会社ゼーレ	ケアステーション ゼーレ	川崎市川崎区貝塚1丁目1番6号 SNT第2ビル301号	居宅介護 重度訪問介護	平成29年8月1日	1415001138

川崎市告示第129号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社アストコ	就職サポートセンター ブライツむさし小杉	川崎市中原区新丸子町762 清水屋ビル1階	就労移行支援	平成29年9月1日	1415200987
特定非営利活動法人 ピアたちばな	生活支援ステーション あんど	川崎市高津区下作延 6-25-1 2階	自立訓練（生活訓練）	平成29年9月1日	1415300894

川崎市告示第130号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に
 基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月7日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
アートチャイルドケア株式会社	アートチャイルドケア SED SCHOOL武蔵新城	川崎市中原区新城3丁目1-3 メチェナーテ201号	児童発達支援	平成29年9月1日	1455200400

川崎市告示第131号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の
 指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項
 の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている
 区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示
 します。

平成30年3月8日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定する区域

川崎区千鳥町9番11

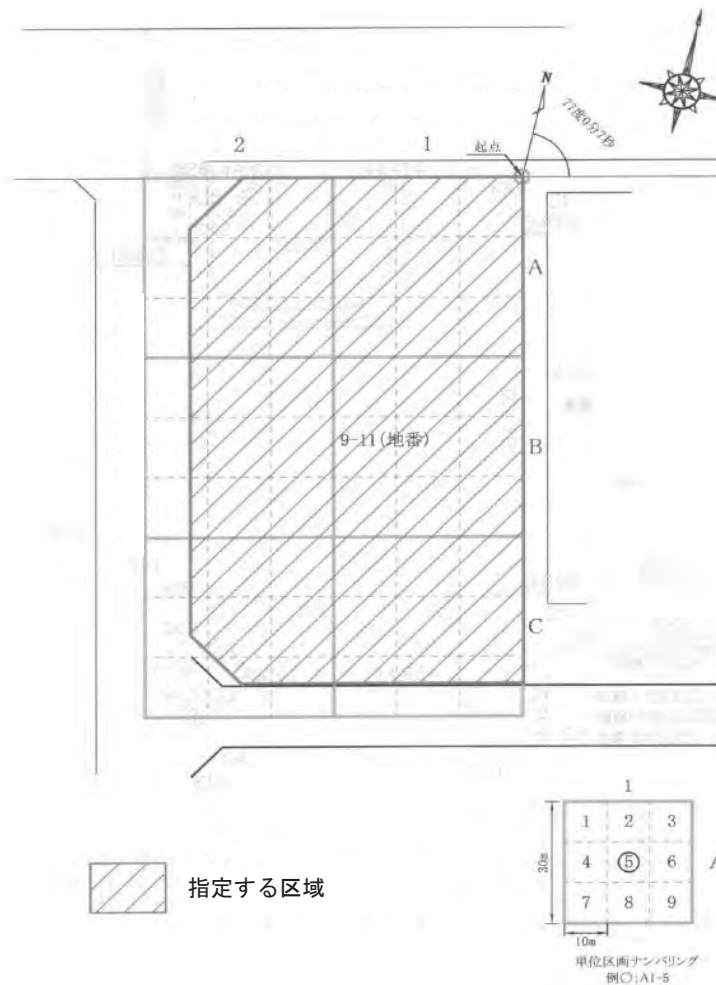
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29
 号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物
 質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29
 号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物
 質の名称

砒素及びその化合物



川崎市告示第132号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成30年3月8日

川崎市長 福田紀彦

平成30年3月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社木下の介護	1475102305	木下の介護 川崎幸	川崎市幸区小向町10番22	居宅介護支援
医療法人社団為世為人会	1465590203	ヒューマン訪問看護ステーション	川崎市宮前区小台一丁目17番3号 SaginumaDentoHills101号室	訪問看護 介護予防訪問看護
一般財団法人リ・ケア福祉財団	1465590211	しあわせ訪問看護ステーション	川崎市宮前区宮前平一丁目10-17 ハウスボールリバー 401	訪問看護 介護予防訪問看護
ミモザ株式会社	1495300483	ミモザ川崎たちばな	川崎市高津区子母口999	認知症対応共同生活介護 介護予防認知症対応共同生活介護
ヒューマンライフケア株式会社	1495600452	ヒューマンライフケア新百合ヶ丘グループホーム	川崎市麻生区千代ヶ丘1-16-6	認知症対応共同生活介護 介護予防認知症対応共同生活介護
医療法人メディカルクラスタ	1495400523	医療・看取り対応型たまふれあいグループホーム	川崎市多摩区枳形6-19-8	認知症対応共同生活介護 介護予防認知症対応共同生活介護
彩ケアーズ合同会社	1475402663	彩ケアーズ居宅介護支援事業所	川崎市多摩区中野島三丁目16-48 シャトル・ド・浅谷102	居宅介護支援
株式会社フリーダムEX	1475502264	ことは介護ステーション	川崎市宮前区神木本町四丁目16番28号 ダイヤモンドハイツ203	訪問介護 介護予防訪問介護
医療法人メディカルクラスタ	1465490198	たまふれあい訪問看護ステーション	川崎市多摩区枳形6-19-8	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ベネッセスタイルケア	1475402655	ボンセジュール稲田堤ケアステーション	川崎市多摩区菅1丁目6番18号	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社和がんせ	1475502272	わかかなケアプランセンター	川崎市宮前区平3-16-5-201	居宅介護支援
医療法人メディカルクラスタ	1495400531	ナース&ケアハウスふれあい	川崎市多摩区枳形6-19-8	看護小規模多機能型居宅介護
ミモザ株式会社	1495300483	ミモザ川崎たちばな	川崎市高津区子母口999	看護小規模多機能型居宅介護
株式会社T.W	1495500470	栄亀デイサービス	川崎市宮前区野川303-2	地域密着型通所介護
株式会社木下の介護	1475102297	木下の介護 川崎幸	川崎市幸区小向町10番22	訪問介護 介護予防訪問介護
SONPOケアメッセージ株式会社	1475402556	そんぼの家 中野島ガーデン	川崎市多摩区中野島1丁目1-11	介護予防特定施設入居者生活介護
SONPOケアメッセージ株式会社	14754021657	そんぼの家 生田	川崎市多摩区長沢1丁目5番地15号	介護予防特定施設入居者生活介護
SONPOケアネクスト株式会社	1475601355	SONPOケアラヴィーレ王禅寺	川崎市麻生区王禅寺東3丁目2番20号	介護予防特定施設入居者生活介護

川崎市告示第133号

介護保険法等によるサービス事業所等の
廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

平成30年3月8日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年1月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
フラワー・ブロスTMS株式会社	1445240031	スカイ薬局	川崎市中原区小杉御殿町2-82-1 エムハウスⅢ1F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
セントケア神奈川株式会社	1475101026	セントケア幸	川崎市幸区南幸町3-12-6 リンコー南幸町ビルC店舗	訪問介護
ケアサポート株式会社	1475302525	デイサービスセンター ケアサポートたかつ	川崎市高津区梶ヶ谷6-14-1	地域密着型通所介護
医療法人啓和会	1475002257	野末整形外科歯科内科 ケアセンター	川崎市川崎区小田2-18-19	居宅介護支援
株式会社たくま小町	1475301527	まどかのんデイサービス たかつ美杏	川崎市高津区上作延938-2	地域密着型通所介護

川崎市告示第134号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月9日から平成30年3月26日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅生第109号線	川崎市宮前区菅生5丁目1313番2先 ----- 川崎市宮前区菅生5丁目1313番2先	3.64	2.43	
新	菅生第109号線	川崎市宮前区菅生5丁目1313番2先 ----- 川崎市宮前区菅生5丁目1313番2先	3.82	2.43	

川崎市告示第135号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月9日から平成30年3月26日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第109号線	川崎市宮前区菅生5丁目1313番2先 ----- 川崎市宮前区菅生5丁目1313番2先	

川崎市告示第136号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月13日から平成30年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	王 禅 寺 第514号線	川崎市麻生区王禅寺1216番5先	4.00	46.54	
		川崎市麻生区王禅寺1216番5先	6.00		
新	王 禅 寺 第514号線	川崎市麻生区王禅寺1184番1先	6.00	46.54	
		川崎市麻生区王禅寺1237番1先	6.51		

川崎市告示第137号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月13日から平成30年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
王禅寺第514号線	川崎市麻生区王禅寺1184番1先	
	川崎市麻生区王禅寺1237番1先	

川崎市告示第138号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月13日から平成30年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野 川 第146号線	川崎市宮前区野川1259番45先	4.70	82.54	
		川崎市宮前区野川1259番4先	6.00		
新	野 川 第146号線	川崎市宮前区野川1259番59先	6.00	82.54	
		川崎市宮前区野川1259番48先	6.84		

川崎市告示第139号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月13日から平成30年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野川第146号線	川崎市宮前区野川1259番59先	
	川崎市宮前区野川1259番48先	

川崎市告示第140号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年3月13日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及

び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第141号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年3月28日法律第93号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第9条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出ください。

平成30年3月14日

川崎市長 福田紀彦

- 1 本籍・住所不詳、自称西村孝雄、昭和14年10月7日生まれの男性
上記の者は川崎区追分町の施設で生活していたが、平成29年8月26日、施設内で死亡しているのを発見された。
- 2 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳、身長158cm、体重66.6kg体格中肉の女性、七分袖シャツ、黒色ズボン
上記の者は平成29年8月16日、多摩区登戸3528番地1先多摩川で死亡しているのを発見された。
- 3 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳代前後、身長157cm、痩せ型、頭髪・髭が白髪交じりの男性、黒色長袖ジャンパー、黄色と黒色の長袖トレーナー、緑色長ズボン
上記の者は平成29年4月9日、川崎区四谷上町29番7号先歩道上の植込内で死亡しているのを発見された。
- 4 本籍・住所不詳、自称濱中繁男、昭和35年3月14日生まれの男性
上記の者は川崎区浜町3丁目の施設で生活していたが、平成29年2月2日、施設内で死亡しているのを発見された。
- 5 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳、頭髪短めの白髪の男性、グレーの長袖のポロシャツ、紺色のチノ

パン

上記の者は平成28年3月30日に川崎区日進町のベンチで意識不明のため救急搬送され、平成28年5月3日、搬送先の病院で死亡した。

- 6 本籍・住所・氏名不詳、年齢68歳以上、身長150cmの男性、茶色ジャンパー、ストライプ柄シャツ、灰色スラックス
上記の者は平成28年5月17日、川崎区富士見1丁目5番先旭町2丁目歩道橋で死亡しているのを発見された。
- 7 本籍・住所不詳、自称山本正夫、昭和30年8月2日生まれの男性
上記の者は横浜市鶴見区下野谷町の施設で生活していたが、平成29年3月14日、施設内で死亡しているのを発見された。
- 8 本籍・住所不詳、自称照喜名朝福、昭和33年5月26日生まれの男性
上記の者は、平成28年8月31日に脳出血のため救急搬送され、平成28年9月7日、搬送先の病院で死亡した。
- 9 本籍・住所不詳、自称山本弘、昭和23年2月17日生まれの男性
上記の者は相模原市の病院に入院していたが平成28年10月25日、病院で死亡した。
- 10 本籍・住所不詳、自称石塚竹男、昭和23年1月15日生まれの男性
上記の者は市内の病院に入院していたが平成28年4月12日、病院で死亡した。
- 11 本籍・住所不詳、自称山田一の男性
上記の者は川崎区鋼管通3丁目の家屋で生活していたが、平成28年7月22日、家屋で死亡しているのを発見された。
- 12 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳～70歳代の男性
上記の者は平成28年5月19日、高津区久本1丁目の家屋で死後約1年と推定される白骨で発見された。
- 13 本籍・住所不詳、自称椿吾郎、昭和22年7月8日生まれの男性
上記の者は市内の病院に入院していたが平成28年6月21日、病院で死亡した。
- 14 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳～50歳代、身長171cm、肥満の男性
上記の者は平成28年5月31日、多摩区宿河原4丁目の作業場で死亡しているのを発見された。

川崎市告示第142号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定

に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月14日から平成30年3月29日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	久末第140号線	川崎市高津区久末672番1先 川崎市高津区久末667番8先	6.00 ～ 7.32	147.77	隅きりを含む
新	久末第140号線	川崎市高津区久末672番1先 川崎市高津区久末667番3先	6.00 ～ 7.35	147.77	隅きりを含む

川崎市告示第143号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月14日から平成30年3月29日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
久末第140号線	川崎市高津区久末672番1先 川崎市高津区久末667番3先	隅きりを含む

川崎市告示第144号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月14日から平成30年3月29日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	古沢第11号線	川崎市麻生区古沢3025番先 川崎市麻生区古沢296番1先	3.64	48.58	
新	古沢第11号線	川崎市麻生区古沢4045番先 川崎市麻生区古沢3025番先	5.68 ～ 6.35	46.89	
旧	古沢第26号線	川崎市麻生区古沢296番1 川崎市麻生区古沢290番1	1.82	9.58	
新	古沢第26号線	川崎市麻生区古沢296番1 川崎市麻生区古沢290番1	1.82	20.18	

川崎市告示第145号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人アトリエ言の葉	グループホームたんと	川崎市宮前区菅生1丁目9番27号パークヒルズオーシロ301	共同生活援助	平成29年9月30日	1425400742
株式会社 J I C C	ジャパンケア川崎鷺沼訪問介護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1階	居宅介護 重度訪問介護	平成29年9月30日	1415500469
株式会社 J I C C	ジャパンケア川崎日進訪問介護	川崎市川崎区日進町22-3 吉田貸事務所	居宅介護 重度訪問介護	平成29年9月30日	1415000809
株式会社 J I C C	ジャパンケア川崎高津訪問介護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	居宅介護 重度訪問介護	平成29年9月30日	1415300639

川崎市告示第146号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19
 第2項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の24第2項の
 規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社マーベリック	さくらネット+	川崎市川崎区鋼管通1-18-2 ハイツ田島1F	放課後等デイサービス	平成29年10月31日	1455000271
株式会社マーベリック	さくらネットα	川崎市川崎区鋼管通2-10-19 ハイツサンシャイン1F	放課後等デイサービス	平成29年10月31日	1455000362

川崎市告示第147号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定
 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり
 告示します。

平成30年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
有限会社 アズサケアサービス	有限会社 アズサケアサービス	川崎市高津区北見方1-18-1	同行援護	平成29年11月30日	1415300282
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター向ヶ丘	川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2F 2C-1	同行援護	平成29年11月30日	1415400454
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター宿河原	川崎市多摩区宿河原3-5-4 アイティビル2F 201	同行援護	平成29年11月30日	1415400462
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 川崎多摩	川崎市多摩区菅馬場2-5-3	同行援護	平成29年11月30日	1415400504
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 新百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺1-15-10	同行援護	平成29年11月30日	1415600293
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター栗平	川崎市麻生区栗平1-2-13	同行援護	平成29年11月30日	1415600368

川崎市告示第148号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し
 ます。

平成30年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社AT	指定訪問介護 アットプレオ新城	川崎市高津区新作6-8-33 -3F	居宅介護 重度訪問介護	平成29年10月1日	1415300902
株式会社加我八喜	生活介護 かがやき 菅北浦	川崎市多摩区菅北浦4-11-1 武藤ビル1階	生活介護	平成29年10月1日	1415400868
SOMPO ケアメッセージ株式会社	ジャパンケア川崎日進 訪問介護	川崎市川崎区日進町22-3 吉田貸事務所	居宅介護 重度訪問介護	平成29年10月1日	1415001146
SOMPO ケアメッセージ株式会社	ジャパンケア川崎高津 訪問介護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	居宅介護 重度訪問介護	平成29年10月1日	1415300910
SOMPO ケアメッセージ株式会社	ジャパンケア川崎鷺沼 訪問介護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1F	居宅介護 重度訪問介護	平成29年10月1日	1415500741

税 告 示

川崎市税告示第2号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、次により平成30年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、平成30年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

平成30年3月2日

川崎市長 福田紀彦

1 縦覧の期間

平成30年4月2日から平成30年5月1日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

2 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

- (1) 資産（土地・家屋）の所在する区が川崎区又は幸区の場合
川崎市かわさき市税事務所資産税課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル3階
- (2) 資産（土地・家屋）の所在する区が中原区の場合
川崎市みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室資産税担当
川崎市中原区小杉町3丁目245番地
中原区役所3階
- (3) 資産（土地・家屋）の所在する区が高津区又は宮前区の場合
川崎市みぞのくち市税事務所資産税課
川崎市高津区下作延2丁目7番60号
- (4) 資産（土地・家屋）の所在する区が多摩区又は麻生区の場合
川崎市しんゆり市税事務所資産税課
川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号
新百合トウェンティワン5階

公 告

川崎市公告第166号

川崎駅西口開発計画に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に基づき、標記指定開発行為に

係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成30年3月1日

川崎市長 福田紀彦

川崎駅西口開発計画に係る条例環境影響評価審査書

平成30年3月

川 崎 市

目 次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 緑（緑の質、緑の量）

ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

オ 景観（景観、圧迫感）

カ 日照障害

キ テレビ受信障害

ク 風害

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

コ 温室効果ガス

(3) 環境配慮項目に関する事項

(4) 事後調査に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

はじめに

川崎駅西口開発計画（以下「指定開発行為」という。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、幸区大宮町1番5外の約1.2haの区域において、再開発等促進区を定める地区計画を前提として、地上29階地下2階建ての業務・商業施設及び地上16階建ての宿泊施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成29年1月6日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成29年8月28日に条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成30年2月23日に答申を得た。

市ではこの答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：東日本旅客鉄道株式会社
 代表者：執行役員 横浜支社長 渡利 千春
 住 所：神奈川県横浜市西区平沼1丁目40番26号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：川崎駅西口開発計画
 種 類：高層建築物の新設（第1種行為）
 商業施設の新設（第3種行為）
 大規模建築物の新設（第1種行為）
 （川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項、13の項及び15の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市幸区大宮町1番5外
 区域面積：約12,400㎡
 用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的
 業務・宿泊・商業施設の建設

イ 土地利用計画

区 分	面積 (㎡)	割合 (%)	備 考
計画建物	約11,150	約89.9	ペDESTリアンデッキ上の広場、通路を含む
緑 化 地	約720	約5.8	地上部
通 路 ・ ア プ ロ ー チ	約480	約3.9	
車 路	約50	約0.4	
計 画 地 面 積 合 計	約12,400	100.0	
関連事業 区域面積	約1,290	—	歩行者専用道路2号、 緑地1等

ウ 建築計画等

項 目	概 要	
主 要 用 途	業務・宿泊・商業施設	
建 築 敷 地 面 積	約12,400㎡	
建 築 面 積	約11,150㎡	
建 ぺ い 率	約90%	
延 べ 面 積	約136,500㎡	
	業 務	約89,950㎡
	宿 泊	約14,650㎡
	商 業	約7,200㎡
	機 械 室	約12,350㎡
駐 車 場	約12,350㎡	
容 積 対 象 床 面 積	約117,800㎡	
容 積 率	約950%	
建 物 階 数	地上29階、地下2階	
建 物 高 さ	約131m (塔屋等を含む最高高さ約143m)	
建 物 構 造	S造、一部SRC造※	
駐 車 場	約200台	
駐 輪 場	約300台	
緑 被 率	約15.0%	

※S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、業務・宿泊・商業施設の建設であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時における騒音対策等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.047ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の年間2%除外値）が0.051mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.101mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.270ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値

(0.1ppm～0.2ppm)を上回り、浮遊粒子状物質が0.0681mg/m³で、環境基準(0.201mg/m³以下)を満足すると予測している。これに対して、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.0491mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.039ppm、浮遊粒子状物質が0.0491mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、施設利用者に対し、ホームページ等の媒体による告知により、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

冷暖房施設等の稼働に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.039ppmで、環境基準を満足すると予測している。さらに、低NO_x型やエネルギー効率が高い燃焼機器を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指標値を上回ると予測していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、積極的に最新の排出ガス対策型建設機械を採用していくなどの低減対策を講ずること。また、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑(緑の質、緑の量)

(ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約485m³と予測している。また、計画地内の土壌は、有効水分保持量及び飽和透水係数が低いために排水が不良であり、植物が利用できる水分に乏しいことなど、植栽基盤として適していないと予測

している。これに対して、必要土壌量を上回る良質な客土を用いて基盤の充実を図るとともに、屋上緑化の植栽基盤の整備に当たっては、計画建物の構造上の条件を考慮した上で、できる限り自然土に近い客土を用いるなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、緑化地の必要土壌量について、植穴容量及び鉢容量から単位土壌量を設定し算出しているが、計画地内の土壌は植栽基盤として適さない土壌環境であり、樹木の健全な生育を担保する土壌量を確保できないことから、中木及び低木の植栽地についても土壌厚400mmによる全面客土などを検討し、その内容を条例環境影響評価書(以下「条例評価書」という。)に記載すること。また、屋上緑化についても樹木の生育に必要な土壌厚を考慮した上で、標準土壌厚の設定根拠を明らかにすること。さらに、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は、約15.0%で、地域別環境保全水準(15.0%)を満足し、植栽本数は「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、全体の緑の構成を考慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は80.7デシベルで、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの

最大値は66.3デシベルで、予測地点SVT2、SVT3及びSVT4（西側）において環境保全目標（65デシベル以下）を上回るが、これらの地点は、工事中基礎交通量でも環境保全目標の値に近い、あるいは満足していない地点であり、工事用車両の走行による増加分は、最大で0.9デシベルと予測している。これに対して、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルの最大値は、平日における昼間が68.2デシベル、夜間が63.2デシベルで、予測地点SVT2（昼間一両側）、SVT4（昼間一西側）、及びSVT6（昼間一南側、夜間一両側）において、環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間：60デシベル以下）を上回るが、施設関連車両の走行による増加分は最大で0.6デシベルと予測している。また、休日における昼間が67.0デシベル、夜間が62.9デシベルで、予測地点SVT2（夜間一南側）及びSVT6（昼間一南側、夜間一南側）において、環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間：60デシベル以下）を上回るが、施設関連車両の走行による増加分は最大で0.1デシベルと予測している。これに対して、施設利用者に対し、ホームページ等の媒体による告知により、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

冷暖房施設等の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、高さ約124mにおいて46.9デシベルで、環境保全目標（昼間：65デシベル以下、朝・夕：60デシベル以下、夜間：50デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、異音等の発生がないよう、設備機器の整備・点検を定期的実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両走行ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが既に環境保全目標を超えている地点があることなどから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すると

ともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。また、冷暖房施設等の稼働に伴う騒音の予測条件として挙げられている、「音源の種類、台数及びパワーレベル」、「防音対策に適用した透過損失及び減音量」の出典を明らかにすること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は65.6デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り低振動型建設機械を使用するなど環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は昼間47.0デシベル、夜間45.6デシベルで、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う振動レベルの最大値は平日が昼間47.7デシベル、夜間46.8デシベルで、休日が昼間46.4デシベル、夜間44.8デシベルで、全ての予測地点において環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、施設利用者に対し、ホームページ等の媒体による告知により、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すといった環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両走行ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

エ 廃棄物等

（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、事業系一般廃棄物が約2,233kg/日と予測している。これらは、計画建物内に整備する廃棄物保管

施設で分別保管及び分別排出を図るほか、処理に当たっては、川崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、施設利用者や入居テナントに対して、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を依頼し、減量化や資源の再利用・再生利用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、撤去工事において約3,199 t (がれき類：約2,897 t、金属くず：約203 t等)、新築工事において約3,972 t (がれき類：約1,351 t、混合廃棄物：約655 t等)、汚泥は約29,436^mと予測している。これらは、計画地内で分別した後、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、収集・運搬・処分を適正に行うとともに、処分については、がれき類は特定建設資材廃棄物として骨材等に、金属くずは原材料、木くずは特定建設資材廃棄物としてチップ化するなど原材料や燃料等に資源化を図るとしている。また、産業廃棄物の資源化量は、撤去工事に伴う発生量のうち、約3,133 t、新築工事に伴う発生量のうち、汚泥以外は約3,054 t、汚泥は約20,252^mと予測している。さらに、建設資材等の搬入において、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時に発生する産業廃棄物は、約672kg/日(廃プラスチック類約266kg/日等)と予測している。これらは、計画建物内に整備する産業廃棄物の保管施設で一時的に分別保管した後、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託することにより、収集・運搬・処分が適正に行われるとしている。さらに、施設利用者や入居テナントに対して、産業廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、減量化や資源の再利用・再生利用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土の量は、約

127,170^mと予測し、処理・処分については「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理するとしている。さらに、計画地内で埋戻し土としての再利用を検討するとともに、計画地内での再利用が困難な場合、可能な限り他の建設工事で再利用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、建設発生土量が約127,170^mであることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、より多くの再利用が図られるよう具体的な方策について条例評価書に記載すること。また、再利用等を含めた処理・処分方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観(景観、圧迫感)

本計画の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、計画地は駐車場が主要な景観構成要素となっているが、事業の実施により、超高層建築物が新たに加わることから主要な景観構成要素は変化すると予測し、計画地を含む川崎駅周辺地区は、主に超高層建築物や大規模商業施設・業務施設等が混在した市街地景観を呈していることから、この地域景観と調和し、一体となった市街地景観が形成されていくと予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、近景域及び中景域の一部の地点(L5～6、L9)では、計画建物の出現により眺望は変化するが、既存の建築物と一体化し、連続した街並みが形成され、中景域の地点L7では、計画建物がわずかに眺望できる程度であり、地点L8では、計画建物が眺望できないことから、眺望の変化は小さいと予測している。さらに、建物の形態デザインや外壁の色彩等については、川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の景観形成方針・基準を踏まえ、周辺建築物等との調和を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしている。

圧迫感の変化の程度について、形態率は地点P1において約36.5%が約50.2%となり、地点P2において約29.1%が約31.2%となり、いずれの地点も現況と比較して形態率は増加し、圧迫感を感じやすくなると予測している。これに対して、計画地西側の道路沿いに通路・アプローチを設ける

とともに、計画建物の壁面位置と道路境界の離隔をできる限り確保し、計画建物による圧迫感の低減に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地は川崎駅西口大宮町景観計画特定地区に指定されていることから、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

カ 日照障害

本計画の実施に伴う冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物は696棟で、このうち、日影時間1時間未満が558棟、1時間以上2時間未満が97棟、2時間以上3時間未満が33棟、3時間以上4時間未満が7棟、5時間以上が1棟と予測している。また、オフィス棟低層部とホテル棟を北側に寄せることでオフィス棟高層部を南側に配置し、かつ、できるだけ西側居住区と距離をとることで、日影の影響に配慮した建物配置とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないとしているが、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害の影響範囲について、地上デジタル放送の遮蔽障害は発生し、受信障害範囲に位置する建物は、東京スカイツリーの広域局で2棟、県域局で706棟、横浜市の県域局で272棟、衛星放送で3棟と予測している。これに対して、受信障害に関する問い合わせがあった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受信画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 風害

計画建物の出現により、主風向である北及び南の風における風向・風速の状況は、計画地西側に隣接する道路や東側の鉄道敷等計画建物近傍では風向及び風速が変化するものの、その他の地域ではおおむね変化はないと予測している。また、計画建物完成後の風環境は、計画地周辺ではおおむね風環境の変化はないものの、計画地近傍におい

ては、計画地の西側、南側及び東側では、領域Aから領域Bの風環境に変化する地点があり、計画地の北西側及び北東側では、領域Bから領域Aの風環境に変化する地点があると予測している。また、計画地内は、領域Aあるいは領域Bの風環境になると予測している。さらに、植栽に当たっては、落葉樹だけでなく常緑樹も選定することにより、さらなる風環境の緩和を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、風向及び風速が変化する地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を確実に実施すること。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中における交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク時間帯において、工事用車両が走行する車線混雑度は最大0.648、交差点需要率は最大0.640で、円滑な交通量の処理が可能とされる道路の車線混雑度1.0及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、工事の実施に当たっては、工事用車両は特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

供用時における交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時間帯において、施設関連車両が走行する車線混雑度は最大0.943、交差点需要率は最大0.660であり、車線混雑度1.0及び交差点需要率0.9を下回ると予測している。また、無信号交差点における交通処理については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、施設利用者に対し、ホームページ等の媒体による告知により、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促し、発生集中交通量を減少させるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

工事中及び供用時における交通安全については、指定通学路が横断する箇所にはマウントアップされた歩道が整備され、植栽やガードパイプによる歩車分離がなされていることから、交通安全は確保されると予測している。さらに、工事用車両の出入口付近には、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両及び歩行者の安全を確保するとともに、周辺道路の円滑な交通流の確保に努める

などの環境保全のための措置を講ずるとしている。

供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量は、平日で最大20.0人/m・分、休日で最大17.4人/m・分であり、全ての予測地点において、自由歩行が可能な水準Aが確保されると予測している。さらに、自動車出入口には、出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入りの注意喚起を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルートの一部が指定通学路と並行又は横断する箇所があることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の間合せ窓口等について周知を徹底すること。

コ 温室効果ガス

本計画における温室効果ガス排出量は、21,281.6t-CO2/年で、その削減の程度は約6.4%と予測している。さらに、設備機器については、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器（空調、給湯、照明設備）を選択し、エネルギー使用量の削減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、換気も相当のエネルギー消費であることから、換気について効率的な省エネルギー機器の導入を検討するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「大気質」及び供用時の「緑の質」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成29年 1月6日 指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
 - 1月13日 条例方法書公告、縦覧開始
 - 2月27日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 1名、1通
 - 3月21日 市長から審議会に条例方法書について諮問
 - 4月25日 審議会から市長に条例方法書について答申
 - 5月12日 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
 - 平成29年 8月28日 条例準備書の受領
 - 9月4日 条例準備書公告、縦覧開始
 - 10月18日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 1名、1通
 - 11月22日 条例見解書の受領
 - 11月30日 条例見解書公告、縦覧開始
 - 12月14日 条例見解書縦覧終了
公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切り
申出者 なし
 - 平成30年 1月10日 市長から審議会に条例準備書について諮問
 - 2月23日 審議会から市長に条例準備書について答申
 - 3月1日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付
- 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過
- 平成29年 3月21日 審議会（現地視察、条例方法書事業者説明及び審議）
 - 4月24日 審議会（条例方法書答申案審議）
 - 平成30年 1月10日 審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
 - 2月20日 審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年 3月2日

川崎市長 福田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区梶ヶ谷6丁目2番6

の一部 ほか1筆の一部
997平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高津区梶ヶ谷6丁目2番地7
田村 克久
- 3 予定建築物の用途
児童福祉施設等(グループホーム)
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年12月12日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第119号

川崎市公告第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎区昭和二丁目38番2
571平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力5丁目4番15号
株式会社 東横建設
代表取締役 炭谷 久雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

(案件1)

平成29年11月6日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第99号

川崎市公告第169号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎市麻生区千代ヶ丘八丁目15番3
2,661平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市吉祥寺本町1-31-11
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：17戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年3月1日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第186号

川崎市公告第170号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名	市道登戸新町3号線道路補修(切削)工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸新町108番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年3月19日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道新城19号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区新城中町1番地先
	履 行 期 限	契約の日から110日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年3月19日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区内市道尻手黒川線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺西1丁目45番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年3月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	市道上新城7号線道路補修(切削)工事
	履行場所	川崎市中原区上小田中3丁目29番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年3月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度登戸土地区画整理事業管理用地等維持等工事
	履行場所	登戸土地区画整理事業地内
	履行期限	契約の日から平成30年10月31日まで

参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年3月20日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	市道南加瀬53号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4丁目15番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年3月20日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

川崎市公告第171号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

(仮称)平成30年度介護人材マッチング・定着支援事業

2 事業概要

受託法人において積極的な広報を行い、介護職員初任者研修(又はホームヘルパー2級研修)等の資格を有していない求職者(正規職員を希望する求職者や、パート、アルバイトを希望する主婦、学生、中高年齢等の多様な人材層をターゲットとする。)を募集する。その後、求職者に対し、介護職員初任者研修等の求職者向け研修を実施し、介護保険サービス事業所で就労するために必要な知識・技術を習得させるほか、後述のインストラクター研修参加事業所との交流研修、実習、見学を組み合わせた研修を実施し、主としてインストラクター研修に参加する市内介護保険サービス事業所への就労支援を行う。

並行して、市内介護保険サービス事業所に対し、介護保険サービス事業所全体のボトムアップにつながる、コミュニケーション力、コーチング、メンタルコントロール、採用力等のノウハウを培うインストラクター研修を実施することによって、事業所全体の課題解決、風通しの良さを育む雰囲気づくりや、採用力の向上を図った後、就職相談会を通じて、就労のマッチングを実施する。

さらに、事業効果を確かなものとするため、求職者向け研修とインストラクター研修の受講者双方にフォローアップ研修を実施する。

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

4 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市の「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として登載されている(または契約時に登載見込みである)こと。
- (4) 職業安定法による職業紹介事業許可を得ていること。
- (5) 本事業について確実に履行することができること。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財

務能力を有すること。

- (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 評価項目

(1) 事業効果

- ① 適切な事業達成目標の設定
- ② 求職者向け研修対象者へ向けた効果的な広報・アプローチ等の実施
- ③ 求職者の適切な選考の実施
- ④ 効果的な研修の実施(求職者向け研修)
- ⑤ 効果的な研修の実施(インストラクター研修)
- ⑥ 具体的かつ効果的な就職支援、定着支援の実施

(2) 事業基盤

- ⑦ 事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤
- ⑧ 事業の適切な運営体制
- ⑨ 類似する事業の実績

(3) 適正実施

- ⑩ 個人情報保護の取組
- ⑪ 適切な経費の積算

6 担当部署

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

7 公募参加申込書

(1) 配布期間

平成30年3月5日(月)から平成30年3月12日(月)まで

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館10階

(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)

(3) 提出書類

公募参加申込書(様式1)1部

(4) 提出期限

平成30年3月12日(月)午後5時(必着)

(5) 提出方法

郵送または電子メールのいずれかとする。

8 企画提案書

(1) 提出期限

平成30年3月20日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

7(2)と同様

(3) 提出方法

事務局(問合せ先)へ事前に予約の上、持参とする。(提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出書類

次の書類をファイルに綴じてインデックスを付

し、7部(原本1部+写し6部)作成して、提出する。

① 応募法人の紹介に関する書類

ア 応募法人が運営する他の事業の実績が分かる資料

イ 応募法人の組織、財務状況等が分かる資料

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(3か月以内のもの)

(イ) 平成28年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

平成29年度に設立された法人にあっては、設立時の財産目録

(ウ) 職業紹介事業許可を証する書類の写し

(エ) 「コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)」

(オ) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別表様式)」

② 企画提案書

9 提案会の実施(予定)

(1) 日時

平成30年3月26日(月)

※ 日程変更の可能性があります。

※ 時間は後日お知らせします。

(2) 場所

ソリッドスクエア西館10階

(3) 時間

各応募法人について説明時間は15分、質疑応答10分程度とする。

10 事務局(問い合わせ先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館10階

電話 044(200)2652

FAX 044(200)3926

電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp

11 その他

(1) 募集要領の承諾

公募に関する事項については「(仮称)平成30年度介護人材マッチング・定着支援事業受託法人募集要領」による。応募法人は、応募書類の提出をもってこの募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募法人の負担とする

(4) 概算金額

38,056千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を限度額とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

川崎市公告第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区宮崎六丁目3番1

3,116平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区銀座五丁目12番8号

王子不動産株式会社

代表取締役 小林 健司

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:20戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年7月12日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第46号

平成30年2月5日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第145号(変更)

川崎市公告第173号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年3月5日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	東京都港区高輪2-20-20 京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 原田 一之		
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区本町一丁目2番1の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	20.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第615号		廃止 年月日	平成30年 3月5日

川崎市公告第174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

告します。

平成30年 3月 6日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区鷺沼四丁目16番13
ほか1筆
1,270平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市中区尾上町六丁目83番地
株式会社 ビッグヴァン
代表取締役 眞殿 治
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：3戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年 1月27日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第163号
平成30年 2月 2日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第143号（変更）

川崎市公告第175号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年 3月 6日

川崎市長 福 田 紀 彦

築 造 主	川崎市中原区下新城一丁目11番26-301号		
住所・氏名	市川 真		
道路位置の地名・地番	川崎市中原区下新城一丁目512番 1、2の各一部 別図参照		
幅 員	5.00メートル	延 長	20.08メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第225号		指 定 年月日	平成30年 3月 6日

川崎市公告第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年 3月 6日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区馬絹一丁目1973番 2

ほか5筆の一部

1,159平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区新石川二丁目 4番地12
さくら地所 株式会社
代表取締役 大須賀 幹雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年11月24日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第113号

川崎市公告第177号

平成30年度研究開発型ベンチャー企業成長支援事業実施業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年 3月 7日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 公募型プロポーザルに関する事項
 - (1) 件 名 平成30年度研究開発型ベンチャー企業成長支援事業実施業務委託
 - (2) 業務事項
 - ア メンターの登用
 - イ 支援対象者の公募及び事業の広報
 - ウ 支援対象者選定の補助
 - エ 支援プログラム（メンタリング）の実施
 - オ 支援プログラム（セミナー）の実施
 - カ 投資家等を招いたピッチイベント等の実施
 - キ 報告書の作成
 - ク その他
 - (3) 委託期間 契約締結日～平成31年 3月22日
- 2 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
 - (1) 契約日（平成30年 4月27日予定）において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録されていること。
 - (2) 本業務を実施する体制に、主に起業前の個人を対象とした支援プログラム等の実施実績を有する者を含むこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
 - (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生

- 法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 企画提案の視点・内容
 - (2) 提案内容の工夫
 - (3) 事業実施体制
 - (4) 取組意欲・積極性
 - (5) 提案内容の実行可能性
 - (6) 経済性・効率性
- 4 担当部局
川崎市経済労働局次世代産業推進室
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電 話(直通) 044-200-2407
F A X 044-200-3920
メールアドレス: 28sozo@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 平成30年3月7日(水)から3月14日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法
 - (1) 受付期限 平成30年3月22日(木) 午後3時
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 参加意向申出書(1部)、事業者の概要(1部)、過去5年程度の類似業務の実績及び業務実施体制(1部)

- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 平成30年4月6日(金)から4月13日(金)午後3時まで
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書、事業者の概要、業務実施体制、類似業務の実績及び見積書(各8部)
 - (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 12,484,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とします。
 - (3) その他
ア 審査結果の発表は4月下旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。
ウ 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第178号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年3月7日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 御幸中学校校舎改修その他その3工事
	履 行 場 所 川崎市幸区戸手4丁目2番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年12月7日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。

参 加 資 格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月13日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	はるひ野小中学校多目的ホールほか1か所天井改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区はるひ野4丁目8番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年3月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	幸高等学校空気調和その他設備改修その1工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目150番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	中原小学校給食室改修衛生設備その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年1月18日まで

<p>参 加 資 格</p>	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>平成30年4月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
<p>(案件5)</p>	
<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名 幸高等学校自動火災報知その他設備改修工事</p> <p>履 行 場 所 川崎市幸区戸手本町1丁目150番地</p> <p>履 行 期 限 契約の日から平成30年9月28日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>

参 加 資 格	<p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「消防施設」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月4日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部橋梁上部(そのI工区)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年9月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「橋りょう上部」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「鋼構造物」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証(業種「鋼構造物」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(9) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、次のア～ウの全ての要件を満たす鋼橋の新設(製作及び架設)工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。</p>	

参加資格	ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 ア 道路橋（B活荷重又はTT-43以上）であること。 イ 橋梁型式が単純鉸桁橋を除く鋼橋であること。 ウ 最大支間長が25m以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名 小倉保育園解体撤去工事
	履行場所 川崎市幸区小倉4丁目6番23号
	履行期限 契約の日から平成30年7月20日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。 (9) 主任技術者（業種「解体」）を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者（業種「とび・土工」）の資格を有する者でも可とします。 (10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (11) 同一敷地内で鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、延床面積が500㎡以上の解体工事実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年3月30日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件8)	
競争入札に付する事項	件 名 高津中学校ほか1校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市高津区久本3丁目11番2号ほか1校
	履行期限 契約の日から平成30年10月31日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月13日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件9)	
競争入札に付する事項	件 名 千代ヶ丘小学校ほか1校体育館改修及び会議室等新築衛生その他設備工事
	履行場所 川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目9番1号ほか1校
	履行期限 契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

参加資格	<p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月4日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	南菅生保育園解体撤去工事
	履行場所	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号
	履行期限	契約の日から平成30年9月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「解体」）を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者（業種「とび・土工」）の資格を有する者でも可とします。</p> <p>(11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>(12) 同一敷地内で鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延床面積が500㎡以上の解体工事実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年3月30日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 幸町小学校校舎改修その他その3工事
	履 行 場 所 川崎市幸区中幸町2丁目17番地
	履 行 期 限 契約の日から平成31年1月18日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月13日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 (仮称) 大島・大島乳児保育園及び地域子育て支援センターむかい新築工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区大島4丁目17番1
	履 行 期 限 契約の日から平成31年7月17日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第179号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーケー川崎本町店
川崎市川崎区本町二丁目12番4号 他5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三菱UFJリース株式会社
代表者 代表取締役 柳井 隆博
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 名称 三菱UFJリース株式会社
代表者 代表取締役 白石 正

(変更後) 名称 三菱UFJリース株式会社
代表者 代表取締役 柳井 隆博

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前) 名称 オーケー株式会社
代表者 代表取締役 飯田 勲
住所 東京都大田区仲六郷二丁目43番2号

(変更後) 名称 オーケー株式会社
代表者 代表取締役 二宮 涼太郎
住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

4 変更の年月日

- (1) 平成29年6月29日
- (2) 平成28年6月26日（代表者）

平成28年9月19日(住所)

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更及び住所変更のため

6 届出の年月日

平成30年3月2日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル 10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成30年3月7日から平成30年7月7日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成30年7月7日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第180号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

告します。

平成30年3月8日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区子母口字根方155番1

ほか8筆の一部

2,565平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：16戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年3月23日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第199号

平成29年7月28日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第54号(変更)

平成29年12月14日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第123号(変更)

川崎市公告第181号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内道路清掃委託
	履行場所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履行期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。 (5) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずが含まれていること)を受けている者。 (6) 散水車、ロードスーパー及び運搬車(トラック等)を保有または調達することが可能な者。 (7) 主観評価項目の合計点が10点以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年3月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他

- ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
- ・当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。
 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていたことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。
 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

川崎市公告第182号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

キングスカイフロント公式ウェブサイトの作成・管理・運営等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 ほか

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 委託概要

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの情報を発信する公式ウェブサイトの管理・運営を行うとともに、ウェブコンテンツ、デザイン等を新たに作成し、ウェブサイトのリニューアルを行います。現在の本ウェブサイトは、キングスカイフロントへの進出を検討する事業者向け情報発信を主な目的として構築されていますが、新たなウェブサイトでは、キングスカイフロントの企業、研究機関等の取組内容や各機関が実施するイベント等の情報が、市民・事業者双方にとって分かりやすく発信されるコンテンツへとリニューアルを行います。詳細は仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「電算連業務」、種目「システム開発」または「他電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年以内に、本市又は他官公庁又（外郭団体を含む）においてウェブサイトの作成・管理・運営業務またはそれに類する契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類（契約書等の写し）を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布場所
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部

担当 苗倉、高橋

電話 044-200-2945

(2) 配布・提出期間

平成30年3月12日（月）から平成30年3月16日（金）までとします（9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も、平成30年3月16日（金）17時までに臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に到着する必要があります。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年3月19日（月）までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

- (1) 交付場所 3(1)に同じ
 - (2) 交付日時 平成30年3月19日(月)13時から17時まで
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ
 - (2) 質問受付期間
平成30年3月12日(月)から平成30年3月20日(火)17時までとします。
 - (3) 問い合わせ方法
質問については、「質問書」の様式に必要な事項を記入し、郵送又は持参の方法で臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に提出してください(いずれの場合も、平成30年3月20日(火)17時までに臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に到着する必要があります。)。
回答は平成30年3月22日(木)までに、全社あてに電子メールにて送付します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8パーセント)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札・開札の日時 平成30年3月26日(月)16時30分
イ 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎10階(臨海部国際戦略本部会議室)
 - (3) 入札書の提出方法
入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、提出してください。なお、郵送は認められません。
 - (4) 入札保証金
免除とします。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(5) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(7) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第183号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

宮前区役所直流電源装置用蓄電池交換業務委託

(2) 履行場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区総合庁舎

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市宮前区役所直流電源装置用蓄電池交換業務により、直流電源装置用蓄電池の正確な動作及び機能を確保する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登載されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において、類似の契約を締結していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区総合庁舎3階

宮前区役所まちづくり推進部総務課

電 話 044-856-3123(直通)

F A X 044-856-3119

E-mail 69soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年3月12日(月)から3月15日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年3月20日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年3月12日(月)から3月23日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 69soumu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-856-3119

(5) 回答方法

平成30年3月29日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各

号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年4月6日（金）午前11時00分

イ 入札場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区総合庁舎 4階

第4会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情

報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第184号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

宮前区役所非常用自家発電設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区総合庁舎

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 業務概要

宮前区役所非常用自家発電設備長寿命化整備（部品の調達及び交換並びに試験調整を含む。）により、非常用自家発電設備の正確な動作及び機能を確保する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において、類似

の契約を締結していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒216—8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区総合庁舎3階

宮前区役所まちづくり推進部総務課

電 話 044-856-3123 (直通)

F A X 044-856-3119

E-mail 69soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年3月12日（月）から3月15日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年3月20日（火）午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年3月12日（月）から3月23日（金）まで

の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 69soumu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-856-3119

(5) 回答方法

平成30年3月29日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年4月6日（金） 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区総合庁舎 4階 第4会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第185号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大師老人いこいの家・こども文化センター他10か所の保全に向けた調査及び保全計画策定業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局高齢者在宅サービス課、施設所在地

(3) 完了期限

平成30年9月28日（金）限り

(4) 業務概要

市内に設置されている老人いこいの家・こども文化センターについて、劣化状況を把握し、建替え、リノベーション、リフォームなど（以下「建替え等」という。）の方向性を示すとともに、建替え等の計画を策定する。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 一級建築士を配置できること。

(5) 公共建築物の劣化診断及び保全計画作成業務の実務経験を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(4)、(5)を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

伊藤

電話 044-200-2680（直通）

FAX 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年3月12日（月）から平成30年3月16日（金）までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等の交付
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を

提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。なお、入札説明会は実施しません。

(1) 日時（予定）

平成30年3月20日（火）

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年3月20日（火）から平成30年3月23日（金）の午後5時15分までとします。

(3) 質問受付方法

3(1)の電子メールにお送りください。

(4) 回答日時・方法

平成30年3月26日（月）全社に電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

ウ 入札は、大師老人いこいの家・こども文化センター他10か所の保全に向けた調査及び保全計画策定業務委託にかかる費用の合計金額で行います。

エ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

カ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の

意思がないものとみなします。）。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年3月28日（水）午後2時

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階10E会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします（持参以外は無効とします）。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約手続等

ア 契約予定日 平成30年4月上旬

イ 着手予定日 平成30年4月上旬

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

(3) その他関係書類については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」内の、本件の公表情報詳細のページからもダウンロードできます。

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第186号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 3月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

多摩川緑地宇奈根駐車場ほか開閉業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区宇奈根地内ほか3箇所

(3) 履行期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(4) 概要

本委託は、指定された日時に、多摩川緑地宇奈根駐車場ほか3箇所の出入口車止め柵の鍵の開錠及び施錠を行い、市民の快適な利用を図るものである。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に地域区分【「市内」】で登録されていること。

(4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に「警備」種目「駐車場管理」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込をしなければなりません。

ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は、認めません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒212-0051 川崎市幸区東古市場 1

川崎市建設緑政局緑政部多摩川管理事務所

電話 044-544-6922

(2) 提出期間

平成30年 3月12日(月)から平成30年 3月16日(金)まで(土・日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで)

4 入札説明書の交付

「入札情報かわさき」からダウンロードして使用してください。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成30年 3月12日(月)から平成30年 3月16日(金)まで縦覧

に供します(土・日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで)。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出日時

平成30年 3月27日(火) 午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区東古市場 1 多摩川管理事務所

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、

契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(4) 入札保証金

免除とします

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 仕様書等に関する問い合わせ先は、3(1)と同じ。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。

川崎市公告第187号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
多摩川丸子橋硬式野球場ほか維持管理業務委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区上丸子天神町地内ほか
- (3) 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- (4) 概要
本委託は、台風等の際に、多摩川丸子橋硬式野球場等の施設を撤去または転倒し、施設の損傷を防ぐと共に、硬式野球場の外野芝生等の維持管理や硬式野球場及びその周囲の多摩川緑地内にある野球場等に黒土等の搬入を行い、市民の快適な利用を図るものです。なお、台風等がなく施設の撤去・転倒等の必要がない場合や、災害の影響に伴い予定していた作業を行わない場合もあります。これらの場合は減額変更をするものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されていること。
- (4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加申込書の提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込をしなければなりません。

ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は、認めません。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

〒212-0051

川崎市幸区東古市場1

川崎市多摩川管理事務所

電話 044-544-6922

- (2) 提出期間

平成30年3月12日(月)から平成30年3月16日(金)まで

(土・日及び祝日を除く午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで)

- 4 入札説明書の交付

「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)からダウンロードして下さい。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成30年3月12日(月)から平成30年3月16日(金)まで縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで)。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

- 6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札の手続等

- (1) 入札方法

ア 入札書の提出日時

平成30年3月27日(火)午前11時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区東古市場1

川崎市多摩川管理事務所

- (2) 入札書の提出方法

持参

- (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (5) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の

108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。
イ 契約書作成に要する費用は、落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 仕様書等に関する問い合わせ先は、3(1)と同じ。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。

川崎市公告第188号

農工商等連携推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年 3月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 農工商等連携推進事業実施委託
- (2) 委託期間 契約締結日～平成31年 3月22日
- (3) 参考価格 7,399,000円
(消費税及び地方消費税含む)

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始

の申立がなされていない者

- (6) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 提案内容の実行可能性
- (5) 経費の妥当性

4 担当部局

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課
〒213-0015

神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

J Aセレスカ梶ヶ谷ビル2階

電話(直通) 044-860-2462

F A X 044-860-2464

メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成30年 3月12日(月)～3月23日(金)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成30年 3月12日(月)～3月23日(金)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成30年 4月4日(水)～4月16日(月)(土曜日及び日曜日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(6部)、見積書(6部)、川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別記様式)」「(1部)、会社概要(6部)、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの(1部)、直近の決算書(1部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担

の有無
 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) その他

- ア 当該落札決定の効果は、平成30年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。
- イ 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。

ウ 選定結果の発表は平成30年4月24日(火)を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

川崎市公告第189号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成30年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道扇町5号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区扇町5番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年3月27日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

川崎市公告第190号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり平成29年度地籍調査事業を変更し実施します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 神奈川県計画に基づく事業計画が公告された年月日
平成30年3月9日
- 2 調査を実施する者の名称
川崎市
- 3 調査地域
川崎市多摩区生田五丁目、六丁目の各一部

- 同 三田四丁目、五丁目の各一部
- 同 菅仙谷三丁目の一部
- 同 栗谷一丁目の一部
- 同 長沢一丁目、二丁目、三丁目の各一部
- 同 生田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目の各一部
- 同 南生田一丁目、二丁目、四丁目、六丁目、七丁目の各一部
- 川崎市麻生区王禅寺西七丁目、八丁目の各一部
- 同 王禅寺東四丁目の一部
- 同 上麻生三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の各一部

同 下麻生二丁目の一部
 同 高石一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、
 六丁目の各一部
 同 多摩美一丁目の一部
 同 白山一丁目、五丁目の各一部
 同 東百合丘一丁目の一部
 同 細山一丁目の一部
 同 百合丘一丁目の一部

4 調査期間
 平成29年5月29日から平成30年3月31日まで

川崎市公告第191号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	稲田小学校体育館外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目18番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
入札日時等	平成30年4月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	登戸小学校受変電その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1329番地
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田小学校昇降機設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区井田中ノ町29番1号
	履行期限	契約の日から平成30年9月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月4日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	小田小学校校舎改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小田4丁目12番24号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月20日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	稲田小学校冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目18番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 宮崎台小学校ほか1校体育館改修及び会議室等新築衛生その他設備工事
	履行場所 川崎市宮前区宮崎3丁目18番地ほか1校
	履行期限 契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第192号

一団地の総合的設計制度の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を一般の縦覧に供します。

平成30年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

対象区域	川崎市中原区等々力1番、 宮内四丁目1番地先
縦覧に供する 場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住 所 氏 名	川崎市中原区小杉町1-526-23 武蔵小杉マンション104号室 特定非営利活動法人 川崎市サッカー協会 理事長 八巻 哲男
認定年月日及び 認定番号	平成30年3月14日 川崎市指令ま建管指導第701号

川崎市公告第193号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年3月15日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成り立つる利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
高津区末長二丁目849	畑	1,186	坂田典之	川崎市高津区末長二丁目8番2	貸借権	普通畑	平成30年4月1日	平成32年3月31日	円 21,000	毎年12月20日までに貸手の指定する口座に振込む	田代禮夫	川崎市幸区鹿島田二丁目16番36	貸貸借
高津区末長二丁目855	畑	1,603	関口茂治	川崎市高津区末長二丁目17番56	貸借権	普通畑	平成30年4月1日	平成32年3月31日	円 28,400	毎年12月20日までに貸手の指定する口座に振込む	田代禮夫	川崎市幸区鹿島田二丁目16番36	貸貸借
高津区末長二丁目851 高津区末長二丁目852	畑 畑	912 743	関ロアイ子	川崎市高津区末長二丁目2番54	貸借権	普通畑	平成30年4月1日	平成32年3月31日	円 16,700 13,600	毎年12月20日までに貸手の指定する口座に振込む	横尾 実	川崎市麻生区はるひ野二丁目15番7	貸貸借
麻生区岡上 字正寺1222の一部	畑	885の内 526	長谷川直次	川崎市麻生区岡上1422	貸借権	普通畑	平成30年4月1日	平成32年3月31日	円 10,500	毎年12月末日までに貸手の口座に振込む。	宮井知勝	川崎市中原区上丸子山王町1-1525	貸貸借
麻生区早野 字広地178	畑	575	杉本順子	横浜市青葉区美しが丘1-21 たまプラーザ団地6-1棟204号	使用借権	栽培試験	平成30年4月1日	平成31年3月31日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	使用貸借
麻生区 黒川字宮添 186-1 186-2 黒川字宮添 213	田 田 田	762 762 477	梅澤桂	川崎市麻生区はるひ野1-4-9	使用借権	収穫体験 ほ場として利用	平成30年5月1日	平成32年4月30日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区宮本町1	使用貸借
麻生区 黒川字宮添 215-1 黒川字宮添 215-2	田 田	405 300	梅澤修	川崎市麻生区黒川85	使用借権	収穫体験 ほ場として利用	平成30年5月1日	平成35年4月30日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区宮本町1	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎

市)第5-3-(3)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第194号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年3月12日	特定非営利活動法人人と馬のリハビリテーション支援センター	柴田 香織	川崎市中原区宮内4丁目21番20号 トーホーグリーンマンションA-13	この法人は、子どもや高齢者、あらゆる障害を持つ者に対して、療法士が中心となり乗馬や馬に関わる活動に関する事業を行い、運動や外出の機会を提供することで介護予防や二次的疾患の予防等を支援し、身体的・精神的機能の維持・向上に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第222号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 I R活動支援等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市財政局財政部資金課
その他川崎市の指定する場所
- (3) 履行期間 平成30年5月1日から
平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) I R活動支援等業務委託仕様書に基づき、次のことを証明できること。

ア 過去において官公庁又は民間企業のI Rイベン

ト運営業務に従事した実績があること。

3 競争参加申込書の配布及び提出場所並びに問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所並びに問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎12階

川崎市財政局財政部資金課

担当 島崎

電話 044-200-2182

F A X 044-200-3904

電子メールアドレス 23sikin@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成30年3月26日(月)から

平成30年4月3日(火)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場 所 3(1)に同じ

(2) 日 時 平成30年4月9日(月)

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書

を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年3月26日(月)から平成30年4月3日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

平成30年4月12日(木)とします。

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3

(1)の問い合わせ先まで電子メールまたはFAXにて送付してください。

(4) 質問に対する回答

平成30年4月17日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全社あて電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出時期

平成30年4月23日(月)午後4時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎12階財政局会議室
川崎市川崎区東田町5-4

ウ 入札金額には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札保証金 免除します。

(3) 開札の日時 7(1)アと同じ

(4) 開札の場所 7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明するため、次のアに掲げる書類を平成30年4月3日(火)までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

また、審査の結果は、競争参加資格確認通知書で通知します。

ア 提出書類

(ア) IRイベント運営業務実績書

イ その他

(ア) 競争入札参加資格のための書類は、提出者において作成してください。

(イ) 資料の作成に要する費用は、提出者の負担とします。

(ウ) 一度受理した書類は、返却しません。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金の要否 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所で閲覧できます。

9 その他

(1) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告(調達)第223号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 給与厚生等事業用パソコン賃貸借契約
(2) 履行場所 ア 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル2F

イ 川崎市川崎区砂子1丁目7番地4
砂子平沼ビル8F

川崎市教育委員会事務局職員部
給与厚生課

(3) 履行期間 平成30年6月1日から
平成35年5月31日まで

(4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本市又は他の官公庁において類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命ビル2F
 教育委員会事務局職員部給与厚生課
 担当 永井洋子・天野晴規
 電話 044-200-3281
 F A X 044-200-2869
 E-mail 88kyuko@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月9日(月)までの下記の時間
 午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分
 (土・日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出方法

持参に限る。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります)。ダウンロードできない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成30年4月16日(月)までに平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛てに競争参加資格確認通知書を送付します。なお、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格

確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年4月16日(月)
 午前8時30分から正午及び午後1時から
 午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年3月26日(月)から平成30年4月9日(月)まで縦覧に供します。(土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで)

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)と同じ

仕様に関する質問は、平成30年3月26日(月)から平成30年4月17日(火)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。(土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については平成30年4月19日(木)、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ届出電子メール宛て送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xで送付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種のカタログを平成30年4月20日(金)午後5時15分までに3(1)の場所に提出してください。

7 入札参加資格

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、リースの総額(税抜き)で行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年4月23日(月) 午前11時
 イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
 第3庁舎15F 第3会議室

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
 効な入札を行った入札者を落札者とします。ただ
 し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあり
 ます。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
 は、これを無効とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま
 す。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してくだ
 さい。

9 契約手続き等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得
 等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームペー
 ジの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
 することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当
 該金額について減額または削除があった場合は、こ
 の契約を変更または解除できるものとします。
 また、上記解除に伴い、損失が生じた場合は、そ
 の損失の補償を川崎市に対して請求することができ
 るものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
 市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めると
 ころによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
 3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第224号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
 り公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎競輪場入場門管理業務用関係機器
 賃貸借
- (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
 川崎競輪場
- (3) 履行期間 平成30年8月1日から
 平成35年7月31日まで
- (4) 調達概要 川崎競輪場で使用する入場門管理業務
 用関係機器を借入する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
 満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
 2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
 指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の
 請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リー
 ス」・種目「事務用機器」に登録されている者であ
 ること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札
 に参加しようとする者は、財政局資産管理部契約課
 に所定の様式により、資格審査申請を平成30年4月
 11日(水)までに行うこと。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加
 の申込をしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出
 〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
 川崎市経済労働局公営事業部総務課
 メインスタンド2階 担当 木田
 電話 044-211-7082
 F A X 044-233-8262

(2) 配布及び提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月11日
 (水)まで(土・日及び休日を除く毎日午前9時から
 正午まで及び午後1時から午後4時まで)としま
 す。

(3) 提出方法

持参に限ります。一般競争入札参加申込書及び入
 札説明書は、インターネットからダウンロードする
 ことができます(「入札情報かわさき」の「入札情
 報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)
 ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間
 に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に入
 札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)

の期間に、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年4月18日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成30年4月18日(水)の午後1時から午後5時に、3(1)にて、書類を交付します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年3月26日(月)午前9時から

平成30年4月25日(水)午後5時まで

(土・日及び休日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年5月2日(水)までに、参加全社あてにFAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成30年5月11日(金)午後2時15分

イ 入札書の提出場所

上記3(1)と同じ

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成30年5月10日(木)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

上記3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 Summary

(1) Nature of quantity of the products to be leased : The contract for the lease of access control gate and other necessary equipment

(2) Fulfillment period : From August 1, 2018 through July 31, 2023

(3) Time-limit for tender : 2:15 P.M. 11, May, 2018 (by direct delivery)
10, May, 2018 (by mail)

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
 General Administration Section
 Municipal Bicycle Racing Track Department
 Economic and Labor Affairs Bureau
 2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku
 Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan
 TEL: 044-211-7082
 FAX: 044-233-8262

川崎市公告(調達)第225号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎競輪場投票業務用関係機器賃貸借
- (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
川崎競輪場
- (3) 履行期間 平成30年8月1日から
平成35年7月31日まで
- (4) 調達概要 川崎競輪場で使用する投票業務用関係機器を借入する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」・種目「事務用機器」に記載されている者であること。

なお、上記名簿に記載されていない者でこの入札に参加しようとする者は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年4月11日(水)までに行うこと。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出
〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
川崎市経済労働局公営事業部総務課
メインスタンド2階 担当 矢田、中澤
電話 044-233-5505 F A X 044-233-8262
- (2) 配布及び提出期間
平成30年3月26日(月)から平成30年4月11日

(水)まで(土・日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)とします。

(3) 提出方法

持参に限ります。一般競争入札参加申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年4月18日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成30年4月18日(水)の午後1時から午後5時に、3(1)にて、書類を交付します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ
- (2) 問い合わせ期間

平成30年3月26日(月)午前9時から平成30年4月25日(水)午後5時まで(土・日及び休日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するF A Xまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年5月2日(水)までに、参加全社あてにF A Xまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成30年5月11日(金) 午後2時00分

イ 入札書の提出場所

上記3(1)と同じ

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成30年5月10日(木)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

上記3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 Summary

- (1) Nature of quantity of the products to be leased : The contract for the lease of ticketing device and other necessary equipment
- (2) Fulfillment period : From August 1, 2018 through July 31, 2023
- (3) Time-limit for tender : 2:00 P.M. 11, May, 2018 (by direct delivery)
10, May, 2018 (by mail)
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
General Administration Section
Municipal Bicycle Racing Track Department
Economic and Labor Affairs Bureau
2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan
TEL: 044-233-5505
FAX: 044-233-8262

川崎市公告(調達)第226号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度タブロイド版防災広報誌印刷・全戸配布業務委託

(2) 履行場所

川崎市全域

(3) 履行期間

契約日から平成30年8月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で刊行物を20万部以上配布する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び契約実績を証する書類(契約書の写し等)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 啓発・予防担当
電 話 044-200-2893 (直通)、
F A X 044-200-3972、
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成30年3月26日から平成30年4月3日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会、現地調査及び入札説明書
 - (1) 入札説明会及び現地調査
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 日時
平成30年4月5日 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
 - (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
 - (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
 - (2) 質問受付期間
平成30年3月26日から平成30年4月9日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、F A X又は郵送によります。
(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3972
ウ 郵送 「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
平成30年4月11日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
 - (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 平成30年4月17日 午前10時00分
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室
 - (3) 入札書の提出方法
持参とします。
 - (4) 入札保証金
免除とします。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第227号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度 介護予防普及啓発DM発送封入封緘業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地 等

(3) 履行期限

契約締結の日から平成31年3月29日(金)まで

(4) 業務概要

平成30年度 介護予防普及啓発DM発送封入封緘業務

詳細は「委託仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」で種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 過去に本市又は他官公庁において、類似業務の契約実績があること。

3 競争参加者申込書の配布、提出及び問い合わせ先

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

ア 平成29年度中

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

(ソリッドスクエア西館10階)

健康福祉局地域包括ケア推進室

電話 044-200-3718(直通)

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

イ 平成30年度中

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課

電話 044-200-2411(直通)

電子メール 40kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月2日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日を除きます。)

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を電子メール又は直接交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成30年4月4日(水)までに自動的に電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成30年4月4日(水)の午前9時から正午まで

及び午後1時から午後4時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」—「入札情報」の”委託”—「入札公表」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 質問受付場所

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年4月5日(木)から平成30年4月10日(火)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40kenko@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成30年4月12日(木)に本社へ文書(電子メール)で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札を代理人に委任する場合は、入札書の

他に、委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年4月19日(木)午前10時

イ 入札場所 3(1)イに同じ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎契約規則14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第228号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎(川崎市川崎区東田町5-4)

(3) 履行期限

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約3,414,200キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年4月2日(月)までに行うこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成30年4月2日(月)までに行うこと。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課

電話 044-200-3555

(2) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月9日(月)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は縦覧に供します。

(1) 縦覧場所

3(1)と同じ

(2) 縦覧期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月9日(月)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日を除きます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成30年4月12日(木)午後5時までに平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年4月12日(木)

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17tyosya@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

平成30年4月17日(火)から平成30年4月20日(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 質問回答縦覧
質問に対する回答は3(1)の場所において、平成30年4月25日(水)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成30年4月25日(水)に、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)の川崎市役所に届出されている電子メールアドレス宛てに送信します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

平成30年5月11日(金) 午前11時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎

5階総務企画局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成30年5月9日(水) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity about 3,414,200kWh to use at Kawasaki City Office Building No.3

(2) Time-limit for tender:

11:00 A.M. May, 11, 2018

(3) Time-limit for tender by mail:

May, 9, 2018

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

City Hall Management Section

General Administration Department

General Affairs and Planning Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa, 210-8577, JAPAN

Tel 044-200-3555

川崎市公告(調達)第229号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成30年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格

審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類
別表第1のとおりとします。
- 2 競争入札に参加できない者
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者
 - ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者
 - エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。
 - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者
 - カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者
 - (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからキに該当する場合は1項目につき10点、クについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

エ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO 9001の認証を取得していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO 14001の認証を取得していること。

カ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

キ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

ク 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

(ア) 流動比率＝————×100

流動負債

$$\begin{aligned} & \text{固定資産} \\ \text{(イ) 固定比率} &= \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100 \\ & \text{経常利益} \\ \text{(ウ) 総資本経常利益率} &= \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100 \end{aligned}$$

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種（最大18業種）までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入ったもの）

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

コ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

ケ 現況報告書の写し

建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書（官公需適格組合証明書）

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

平成30年4月1日から平成30年8月15日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

（郵便番号210-8577）

川崎市財政局資産管理部契約課

（明治安田生命ビル13階）

エ 郵送の期間

上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

平成30年4月2日から平成30年8月15日まで
(土曜、日曜日、国民の祝日を除く。)

イ 時間

午前9時から午前11時まで、
午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地
(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課
(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法

平成30年3月27日から平成31年3月29日まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く。)の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後2時30分まで販売します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

毎月15日(申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日)までの有効な申請分を翌月1日から、登録し、平成31年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更新手続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を踏含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希 望 業 種			
土 木 工 事	鋼構造物工事	しゅんせつ工 事	ガラス工事
下水管きょ工事	機 械 工 事	内 装 工 事	左 官 工 事
舗 装 工 事	通 信 工 事	建 具 工 事	屋 根 工 事
建 築 工 事	消 防 工 事	さく井工事	大 工 工 事
電 気 工 事	塗 装 工 事	タ イ ル・れんが工事	鉄 筋 工 事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清 掃 施 設 工 事
水道施設工事	防 水 工 事	板 金 工 事	解 体 工 事
造 園 工 事	管内更生工事	石 工 事	軽 微 工 事

2 業務委託契約

希 望 業 種	
建 築 設 計	医 療 関 連 業 務
設 備 設 計	電 算 関 連 業 務
建設コンサルタント	不 動 産 鑑 定
地 質 調 査	廃 棄 物 関 連 業 務
測 量	倉 庫・運 送 業 務
補償コンサルタント	ク リ ー ニ ン グ 業 務
警 備	旅 行 業
建 物 清 掃 等	保 険 業
屋 外 清 掃	給 食 調 理 業 務
施 設 維 持 管 理	そ の 他 業 務
調 査 ・ 測 定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希 望 業 種		
印 刷 ・ 軽 印 刷	消 防 ・ 防 災 用 品	書 籍 ・ 楽 器 類
青 写 真	水 道 用 品	原 材 料
時 計 ・ 貴 金 属	自 動 車	園 芸 ・ 動 物
看 板 ・ 標 識	船 舶 ・ 航 空 機	日 用 品 雑 貨
文 具 ・ 事 務 機 器	電 車 用 品	食 料 品
コ ン ピ ュ ー タ	燃 料 ・ 油 脂 類	リ ー ス
医 療 機 器	家 具 ・ 装 飾	複 写 サ ー ビ ス
計 測 機 器 ・ 光 理 化 学 機 器	衣 料 用 品	そ の 他 の 物 品 販 売
厨 房 機 器	薬 品	回 収 資 材 購 入
産 業 機 器	教 材	
家 電 ・ 通 信 機 器	ス ポ ー ツ 用 具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種 別	等級	発注標準金額	
土木工事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗装工事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	
建築工事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D	1,500万円未満	
電気工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
空調衛生工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
水道施設工事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	3,000万円未満	
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種 別	等 級	発注標準金額	
回収資材購入	等級区分なし。		
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上	
	A、B	500万円以上	1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満	

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希 望 業 種	許 可 業 種
土 木 工 事	土木工事業
下 水 管 き ょ 工 事	土木工事業
舗 装 工 事	ほ装工事業
建 築 工 事	建築工事業
電 気 工 事	電気工事業
空 調 衛 生 工 事	管工事業
水 道 施 設 工 事	水道施設工事業
造 園 工 事	造園工事業
鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
機 械 工 事	機械器具設置工事業
通 信 工 事	電気通信工事業
消 防 工 事	消防施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
と び ・ 土 工 工 事	とび・土工工事業
防 水 工 事	防水工事業
管 内 更 生 工 事	管工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	しゅんせつ工事業
内 装 工 事	内装仕上工事業
建 具 工 事	建具工事業
さ く 井 工 事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事業
板 金 工 事	板金工事業
石 工 事	石工事業
ガ ラ ス 工 事	ガラス工事業
左 官 工 事	左官工事業
屋 根 工 事	屋根工事業
大 工 工 事	大工工事業
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業
解 体 工 事	解体工事業又は平成28年5月31日以前に許可を取得したとび・土工工事業
軽 微 工 事	許可を必要としない工事

川崎市公告(調達)第230号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成30年度において川崎市が発注する特定調達契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業

協同小組合、協同組合連合会及び企業組合（以下「組合」という。）を含む。）に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類
別表第1のとおりとします。
- 2 競争入札に参加できない者
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者
 - ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者
 - エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。
 - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者
 - カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者
 - (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当た

り職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからキに該当する場合は1項目につき10点、クについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

エ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO 9001の認証を取得していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO 14001の認証を取得していること。

カ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

キ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

ク 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産
 (ア) 流動比率＝ $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
 流動負債
 固定資産
 (イ) 固定比率＝ $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$
 自己資本
 経常利益
 (ウ) 総資本経常利益率＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種(最大18業種)までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」(必ず総合評定値(P)の記載の入ったもの)

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

コ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードして

ください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

ケ 現況報告書の写し

建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書(官公需適格組合証明書)

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

平成30年4月1日から平成31年3月29日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課
(明治安田生命ビル13階)

エ 郵送の期間
上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
(土曜、日曜日、国民の祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く。)

イ 時間
午前9時から午前11時まで、
午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所
川崎市川崎区宮本町1番地
(郵便番号210-8577)
川崎市財政局資産管理部契約課
(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法
平成30年3月27日から平成31年3月29日まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く。)の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後2時30分まで販売します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可
希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知
メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間
該当する競争入札に限る。
ただし資格審査が随時申請期間の場合には、該当する資格を改めて、翌月1日から、平成31年3月31日まで有効とします。
また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更新手続
別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について
申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。
また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を踏含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希 望 業 種			
土 木 工 事	鋼構造物工事	しゅんせつ工	ガラス工事
下水管きょ工事	機 械 工 事	内 装 工 事	左 官 工 事
舗 装 工 事	通 信 工 事	建 具 工 事	屋 根 工 事
建 築 工 事	消 防 工 事	さく井工事	大 工 工 事
電 気 工 事	塗 装 工 事	タ イ ル・れんが工事	鉄 筋 工 事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清 掃 施 設 工 事
水道施設工事	防 水 工 事	板 金 工 事	解 体 工 事
造 園 工 事	管内更生工事	石 工 事	軽 微 工 事

2 業務委託契約

希 望 業 種	
建 築 設 計	医 療 関 連 業 務
設 備 設 計	電 算 関 連 業 務
建設コンサルタント	不 動 産 鑑 定
地 質 調 査	廃 棄 物 関 連 業 務
測 量	倉 庫・運 送 業 務
補償コンサルタント	ク リ ー ニ ン グ 業 務
警 備	旅 行 業
建 物 清 掃 等	保 険 業
屋 外 清 掃	給 食 調 理 業 務
施 設 維 持 管 理	そ の 他 業 務
調 査 ・ 測 定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希 望 業 種		
印 刷 ・ 軽 印 刷	消 防 ・ 防 災 用 品	書 籍 ・ 楽 器 類
青 写 真	水 道 用 品	原 材 料
時 計 ・ 貴 金 属	自 動 車	園 芸 ・ 動 物
看 板 ・ 標 識	船 舶 ・ 航 空 機	日 用 品 雑 貨
文 具 ・ 事 務 機 器	電 車 用 品	食 料 品
コ ン ピ ュ ー タ	燃 料 ・ 油 脂 類	リ ー ス
医 療 機 器	家 具 ・ 装 飾	複 写 サ ー ビ ス
計 測 機 器 ・ 光 理 化 学 機 器	衣 料 用 品	そ の 他 の 物 品 販 売
厨 房 機 器	薬 品	回 収 資 材 購 入
産 業 機 器	教 材	
家 電 ・ 通 信 機 器	ス ポ ー ツ 用 具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種 別	等級	発注標準金額	
土木工事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗装工事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	
建築工事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D	1,500万円未満	
電気工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
空調衛生工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
水道施設工事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	3,000万円未満	
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種 別	等 級	発注標準金額	
回収資材購入	等級区分なし。		
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上	
	A、B	500万円以上	1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満	

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希 望 業 種	許 可 業 種
土 木 工 事	土木工事業
下 水 管 き ょ 工 事	土木工事業
舗 装 工 事	ほ装工事業
建 築 工 事	建築工事業
電 気 工 事	電気工事業
空 調 衛 生 工 事	管工事業
水 道 施 設 工 事	水道施設工事業
造 園 工 事	造園工事業
鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
機 械 工 事	機械器具設置工事業
通 信 工 事	電気通信工事業
消 防 工 事	消防施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
と び ・ 土 工 工 事	とび・土工工事業
防 水 工 事	防水工事業
管 内 更 生 工 事	管工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	しゅんせつ工事業
内 装 工 事	内装仕上工事業
建 具 工 事	建具工事業
さ く 井 工 事	さく井工事業
タ イ ル ・ れ ん が 工 事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事業
板 金 工 事	板金工事業
石 工 事	石工事業
ガ ラ ス 工 事	ガラス工事業
左 官 工 事	左官工事業
屋 根 工 事	屋根工事業
大 工 工 事	大工工事業
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業
解 体 工 事	解体工事業又は平成28年5月31日以前に許可を取得したとび・土工工事業
軽 微 工 事	許可を必要としない工事

川崎市公告（調達）第231号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、

次のとおり落札者等について公示します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- (1) 児童生徒用机(固定式) 約 7,000台
- (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約 7,000脚
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
 財政局資産管理部契約課
 川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
 平成30年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 (1) 児童生徒用机(固定式) 約 7,000台
 (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約 7,000脚
 コクヨマーケティング 株式会社
 代表取締役 山岸 喬
 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く1台または1脚あたりの単価)
 (1) 児童生徒用机(固定式) 4,130円
 (2) 児童生徒用椅子(固定式) 2,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
 平成30年1月25日

川崎市公告(調達)第232号

落札者等の公示
 川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、
 次のとおり落札者等について公示します。
 平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び予定数量
 (1) 再生紙・A3 約 1,700箱
 (2) 再生紙・A4 約 20,000箱
 (3) 再生紙・B4 約 10,500箱
 (4) 再生紙・B5 約 7,000箱
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
 財政局資産管理部契約課
 川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
 平成30年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 (1) 再生紙・A3 約 1,700箱
 (2) 再生紙・A4 約 20,000箱
 (4) 再生紙・B5 約 7,000箱
 理想科学工業 株式会社 理想川崎支店
 理想川崎支店長 水嶋 啓之
 川崎市高津区溝口2-11-8
 リバーストーン第3ビル7F
- (3) 再生紙・B4 約 10,500箱

- リコージャパン株式会社
 神奈川支社公共文教営業部
 部長 若命 浩一
 横浜市西区みなとみらい4丁目6番2号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く1箱あたりの単価)
 (1) 再生紙・A3 1,380円
 (2) 再生紙・A4 1,150円
 (3) 再生紙・B4 1,626円
 (4) 再生紙・B5 865円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
 平成30年1月25日

川崎市公告(調達)第233号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 件名
 川崎市在宅ねたきり高齢者寝具乾燥事業委託
 (2) 履行場所
 発注者が指定するサービス提供対象者の自宅及び受託者が用意した作業場所
 (3) 履行期限
 平成31年3月31日(日)限り
 (4) 業務概要
 詳細は入札説明書によります。
- 2 競争参加資格
 この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 (2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「介護、保育、福祉の業務サービス」に登載されていること。
 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (4) 過去2年間で地方公共団体において在宅ねたきり高齢者に対する寝具の乾燥及び丸洗いを行う業務の契約実績があること。
 (5) 寝具乾燥及び寝具丸洗いをする上でクリーニング業法上必要な届出等を、所管の保健所等に行っていること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
 この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する

書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 過去2年間で地方公共団体において在宅ねたき
り高齢者に対する寝具の乾燥及び丸洗いをを行う業
務の契約実績があることを証する書類

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、川崎
市ホームページ「入札情報かわさき」(URL
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>) から
ダウンロードできます。

(2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 清野

電 話 044-200-2677 (直通)

F A X 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(3) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年3月30日
(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時00
分から午後5時15分までとします。

(4) 提出方法

郵送(提出期間内必着)又は持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を
提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認
通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格
業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録
している場合は、電子メールで配信されます。

電子メールのアドレスを登録していない場合は、直
接取りに来るようお願いします。

(1) 日時

平成30年4月2日(月)午前8時30分から正午ま
で及び午後1時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

3(2)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(2)の場所において、3(3)の期間で
縦覧に供します。また、川崎市ホームページ「入札
情報かわさき」(URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>) からダウンロードできます。なお、イ
ンターネットから入手できない者には、申し出によ
り無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託
有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレ
スを登録している場合は、確認書と一括して自動的
に電子メールで配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(2)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年4月2日(月)午前8時30分から平成30
年4月3日(火)午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

※ 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(URL
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>) から
ダウンロードできます。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。質問後は3(2)の担当者に
メールの到着を確認してください。

電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成30年4月5日(木)全社に文書(電子メール)
にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合
には、F A Xによります。

F A X 044-200-3926

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は川崎市在宅ねたき高齢者寝具乾燥事業
実施要綱に定める寝具乾燥及び寝具丸洗いに要す
る公費負担額のそれぞれの単価の合計金額、すな
わち、2種類のサービスにおける公費負担額が
100%、95%、90%の際の計6単価の合計金額で
行います。なお、その際公費負担額を算定するに
あたって係数を乗じた際に発生した小数点以下の
数値は切り上げるものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
は入札件名が記載された封筒に封印して持参して
ください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金
額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に
相当する額を加算した金額をもって落札価格とす
るので、入札者は見積もった契約金額の108分の
100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年4月11日(水) 午後2時

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

会議室10C

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する
入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(2)の場所及び川崎市ホームページ「入札
情報かわさき」(URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

9 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(2)に同じです。

川崎市公告(調達)第234号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市内公立保育園等高速印刷機賃貸借

(2) 履行場所

川崎市内公立保育園、地域子育て支援センター
全27施設

(3) 履行期間

平成30年5月1日から平成35年3月31日まで

(4) 調達概要

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度本市「製造の
請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」
に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品の納入後、本市の求めに応じてアフ
ターサービスを提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札
参加申込書を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局子育て推進部運営管理課

電 話 044-200-2684

F A X 044-200-3933

(2) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月2日
(月)までの午前8時30分から午後5時まで(た
だし、土日祝日を除く)

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加申込書及び質問書
の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3
(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するととも
に、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市
のホームページの「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細ページからダウンロードできま
す。

5 競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次によ
り一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年4月3日 午後1時から午後5時まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名
簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録して
いる場合は、同日の未明に電子メールで配信されま
す。

(2) 場所

- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
平成30年3月26日から平成30年4月9日までの午前8時30分から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
ア 電子メール 45uneika@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3933
ウ 郵 送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
平成30年4月12日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続に関する事項
- (1) 入札方法
ア 入札は、1円未満の端数を切り捨てた月額(税抜)に59を乗じた契約総額をもって行います。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 平成30年4月18日 午前10時
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階
第3会議室

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約手続に関する事項
次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第235号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 (賃貸借物品)

平成30年度小型貨物自動車Aの賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市役所公用車庫

(3) 賃貸借期間及び台数

平成30年8月1日から平成37年7月31日まで 1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「車両」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎1階

総務企画局総務部庁舎管理課 工藤担当

電話 044-200-2104

(2) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月2日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委託先メールアドレスに、平成30年4月4日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕

様書等を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者は、平成30年4月4日(水)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年4月4日(水)午前9時から平成30年4月10日(火)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 17tyosya@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-2692

(4) 回答方法

質問があった場合、平成30年4月11日(水)までに参加全社宛て、文書(FAXまたは電子メール)にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に賃貸借期間(84か月)及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年4月23日(月) 午前10時

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎4階第7会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。
 - (1) 契約保証金
川崎市契約規則第33条各号の規定により免除とし
ます。
 - (2) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧できます。
- 10 契約内容の変更等
当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該
金額について減額又は削除があった場合は、この契約
を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損
失の補償を川崎市に対して請求することができるもの
とし、補償額は協議して定めるものとします。
- 11 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めると
ころによります。
 - (3) 支払いについては、毎月払いとします。
 - (4) 詳細は、仕様書によります。
 - (5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。
 - (6) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
ます。

川崎市公告(調達)第236号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 IT資産管理システム更新調査委託契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5-4ほか

- (3) 履行期間 平成30年4月(契約締結日)から
平成30年11月30日(履行期限)まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2
条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種
「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (4) 2,000台以上のネットワーク接続パソコンのある
環境を有する官公庁において、過去5年間以内に次
のいずれかの実績があること
ア IT資産管理システムの構築
イ IT資産管理システムの導入製品の選定に関す
るコンサルタント業務

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参
加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
(第3庁舎9階)
総務企画局情報管理部システム管理課
担当 松田・森田
電話 044-200-3076
FAX 044-200-3752
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月3日
(火)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を
除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時
から午後5時15分まで)

(3) 提出方法 持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参
加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 日時 平成30年4月6日(金)
午前8時30分から正午まで及び
午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説
明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年
3月26日(月)から平成30年4月3日(火)まで縦
覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、

毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日時 平成30年4月6日(金)
午前8時30分から正午まで及び
午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所 川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成30年4月6日(金)から平成30年4月11日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については平成30年4月16日(月)、全者にFAXもしくはメールにて送付します。

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は、総額(税抜き)で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年4月20日(金)午後4時
- イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 入札保証金 免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 必要とします。

(3) 落札者は契約書2通を作成し、平成30年4月25日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年度第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

税 公 告

川崎市税公告第61号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月2日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第62号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月2日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第63号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第64号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第65号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第66号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第67号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第68号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第69号

市税過誤納金等還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第70号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第17号

収納取扱金融機関の変更について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関の名称が、平成30年4月1日から次のとおり変更となりますので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成30年3月14日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
変更前

指定番号	金融機関の名称	取扱店舗
0005	三菱東京UFJ銀行	本店又は支店

変更後

指定番号	金融機関の名称	取扱店舗
0005	三菱UFJ銀行	本店又は支店

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	千代ヶ丘送水ポンプ室ほか1箇所 防水等改修工事
	履行場所	川崎市麻生区細山6-3-11（細山配水塔内）ほか1箇所
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「防水」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年3月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第18号

一般競争入札公告の取消しについて

平成30年1月16日付け川崎市上下水道局公告第3号で公告した次の物品に係る一般競争入札公告を取消します。

平成30年3月6日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

1 件名

黒川高区ポンプ所及び電防黒川で使用する電気
（単価契約）

2 取消し理由

入札参加の申込みがなかったため、川崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき、入札公告を取消します。

川崎市上下水道局公告第19号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月6日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	千年地区下水枝線第1号工事
	履行場所	川崎市高津区千年地内
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月2日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	入江崎総合スラッジセンター建設土木その17工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12他
	履行期限	契約の日から300日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年4月2日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	塩浜地区導水管その4工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3丁目地内
	履行期限	契約の日から210日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道推進」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道推進」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月11日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第20号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月13日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	生田7丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区生田4-1-6先 至：多摩区生田7-9-1先 ほか4件
	履行期限	契約の日から225日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年4月9日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	大師臨港2号下水幹線その2工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜4丁目地内
	履行期限	契約の日から130日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月4日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第10号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 調達の名称
等々力水処理センター建設土木その36工事
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿島・馬淵・小雀共同企業体
代表者 鹿島建設 株式会社 横浜支店
専務執行役員支店長 野村 高男
横浜市中区太田町四丁目51番地
- 5 落札金額
3,343,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年11月27日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第18号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

- 1 総則
 - (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
 - (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以

下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
 - ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。
 - イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
 - ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。
病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)
 - イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者

心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、平成30年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院検体検査業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「衛生検査」
	地域区分	設定しません。
	その他	下記、1から4の書類の写しを参加申込時に提出すること。 1 IS014001を取得していること。 2 IS015189 (臨床検査室一質と適合能力に対する特定要求事項) の認定を受けていること。 3 IS027001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認定を受けていること。 4 財団法人「医療関連サービス振興会」から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。又は厚生省令で定める基準 (医療法施行規則第9条の8) に適合していること。
競争参加の申込	平成30年3月12日から平成30年3月16日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	日時平成30年3月23日 午前10時00分
	場所	場所川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病院局公告 (調達)

川崎市病院局公告 (調達) 第4号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年3月26日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

- 1 役務の名称
感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託 一式
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階

- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年 2月23日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 中商
代表取締役 中嶋 達夫
川崎市幸区南加瀬一丁目 8 番 6 号
- 5 契約金額
82,969,153円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札契約
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成30年 1月10日

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第4号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年 3月 2日

川崎市消防長 田 中 経 康

別表第1中

排煙設備	法第35条(令第126条の2) (排煙設備の設置)	令第107条						
		令第107条の2 令第108条の2 令第112条 令第116条の2 令第126条の3 令第129条の2	○	○	○	—	—	—

を

排煙設備	法第35条(令第126条の2) (排煙設備の設置)	令第107条						
		令第107条の2 令第108条の2 令第112条 令第116条の2 令第126条の3 令第129条の2	○	○	○	—	—	—

に改める。

訓練 1	日 時	平成30年 3月15日(木) 10時00分~12時00分	
	場 所	川崎市富士見2丁目1番9号 富士通スタジアム川崎	
	消防隊数	消防隊15隊	計15隊

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第1号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月15日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防建築同意事務処理規程(平成7年川崎市消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から同条第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条中「、写及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示**川崎市教育委員会告示第4号**

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。
平成30年3月6日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年3月13日(火)15時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
議案第77号麻生区通学区域の一部変更について
議案第78号人事について
- 4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第5号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
平成30年3月13日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年3月20日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育会館 第1会議室
- 3 議 事
議案第79号 川崎市教員育成指標について
議案第80号 第二次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について
議案第81号 川崎市いじめ防止基本方針の改訂について
議案第82号 川崎区における市民館機能のあり方について
議案第83号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
議案第84号 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第85号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第86号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について
議案第87号 川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員

会委員の委嘱について

議案第88号 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会委員の任命について

議案第89号 人事について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第6号

平成30年3月13日川崎市教育委員会告示第5号の議案第80号を次のとおり訂正します。

平成30年3月14日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 誤 議案第80号 第二次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について
- 正 議案第80号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画について

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市選挙管理委員会告示第2号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成30年3月2日

川崎市選挙管理委員会
委員長 平 子 瀧 夫

- 1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
24,547人
- 2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

253,416人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	62,396人
幸 区	45,571人
中原区	69,117人
高津区	62,558人
宮前区	62,638人
多摩区	58,580人
麻生区	48,250人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

204,554人

監 査 公 表

30川監公第3号
平成30年3月26日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	花 輪 孝 一
同	山 田 益 男

定期（財務）監査の結果

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

区役所、上下水道局

3 監査の範囲

平成28年度及び29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成29年12月1日から30年3月2日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

(1) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

債権管理についてみたところ、不納欠損処分の手続を行っていなかった事例があった。

不納欠損処分を適正に行われたい。

ア 生活資金貸付金返還金

（川崎区役所保健福祉センター保護第1課、大師地区健康福祉ステーション保護課、田島地区健康福祉ステーション保護課、高津区役所保健福祉センター保護課、多摩区役所保健福祉センター保護第1課）

イ 高額介護サービス費返還金

（川崎区役所大師地区健康福祉ステーション）

(2) 国民健康保険料の減免事務を適正に行うべきもの

川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号）第39条第1項によると、市長は、必要があると認めるときは保険料を減免するとされている。また、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱によると、所得減少世帯については、減免申請時において把握した収入金額から推計する減免基準所得金額等に応じて保険料を減額することとされている。

所得減少世帯に係る減免についてみたところ、減免基準所得金額の算定に当たり、収入金額の推計の基礎とする月を誤って認定したことにより、減免額を過少に算出している事例があった。

また、国民健康保険料減免事務取扱要領によると、減免基準所得金額の算定に当たり、学生のアルバイト収入については、収入として認定しない範囲が定められているものの、その確認を行っていない事例があった。

国民健康保険料の減免事務を適正に行われたい。

（幸区役所区民サービス部保険年金課）

(3) 徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項及び川崎市金銭会計規則第44条によると、

歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、納入すべき金額等を誤っていないかどうか、その他法令、条例又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、これをしなければならぬとされている。

市が主催する公演の観劇料に係る徴収事務についてみたところ、市の歳入として調定が行われていたものの、金額や徴収方法についての決裁を経えていなかった。

徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行われたい。

(中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(4) 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

地方自治法第231条の3第1項によると、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならぬとされており、川崎市債権管理規則(平成26年規則第18号)第4条第1項及び川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年上下水道局規程第21号)第4条第1項によると、督促は履行期限後20日以内に督促状を債務者に送付することにより行うものとされている。

また、川崎市債権管理規則第3条によると、歳入徴収者は、その所管に属すべき債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名又は名称等を台帳に記録しなければならぬとされており、また、台帳に記録した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき等は、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記録しなければならぬとされている。

滞納債権の管理についてみたところ、次の事例があったので、管理を適正に行われたい。

ア 督促状を発していないかった事例

(ア) 老人保護措置費負担金

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

(イ) 排水設備指定工事店の指定の手数料

(上下水道局下水道部下水道管理課)

イ 折衝経過等を記録していなかった事例

老人保護措置費負担金、高額介護サービス費返還金(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

(5) 延滞金を適正に徴収すべきもの

川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第6条第1項によると、地方自治法第231条の3第1項に規定する使用料等の税外収入金について同項の規定による督促をしたときは延滞金を徴収することとされている。

市民館使用料の徴収事務についてみたところ、延

滞金を徴収していない事例があった。

納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、延滞金を適正に徴収されたい。

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(6) 市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行うべきもの

宮前区役所では、広告付き庁舎等案内表示板設置に係る市有財産貸付契約を行っている。市有財産一時貸付契約書第10条によると、案内板に係る電気料は、市が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する日までに納入することとされている。しかしながら、当該契約に係る電気料は、納入通知書が作成されておらず、借受人から納入されていなかった。

市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行われたい。

なお、本件は平成26年度の定期監査における指摘を受け改善したものが継続されなかった事例であるため、引継ぎを適切に行われたい。

(宮前区役所まちづくり推進部企画課)

(7) 予算執行何等の適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行何を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行何、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行何等の手続を適正に行われたい。

(幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、高津区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

また、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行何等を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(幸区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター保護第1課)

(8) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課、麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当)

(9) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 複写機の利用に係る収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る収納金について、川崎市金銭会計規則等に定められた期間内に払込みが行われていなかった事例

(幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 広告放映に係る電気料の算定を適正に行うべきもの

事業者負担としている広告放映に係るディスプレイの電気料について、金額の算定における放映時間の取扱いを誤り、過少に算定していた事例

(幸区役所区民サービス部区民課)

ウ 滞納整理簿を適正に作成すべきもの

老人保護措置費負担金の滞納債権について、滞納整理簿の作成を行っていない事例

(高津区役所保健福祉センター高齢・障害課)

エ 収納事務委託の告示等を行うべきもの

収納事務を私人へ委託したことについて、告示等の手続を行っていない事例

(上下水道局サービス推進部営業課)

オ 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの
1か月の土地の使用料について、月割で算定し消費税等を非課税とすべきところ、日割かつ課税として算定していた事例

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

カ 日本年金機構への届出を適正に行うべきもの

非常勤嘱託員の算定基礎届において、通勤手当を過大に記載したことにより、本来と異なる標準報酬月額で決定され、日本年金機構に納付する保険料の金額が過大となっていた事例

(麻生区役所保健福祉センター児童家庭課)

キ 単価契約に係る契約書等に必要事項を記載すべきもの

一般廃棄物処理業務委託について、支払金額の根拠となる排出量の計算方法を契約書等に記載していなかった事例

(中原区役所まちづくり推進部総務課)

ク 公園施設設置許可手続を適正に行うべきもの

都市公園内における町内会所有の防災用資器材保管庫に係る公園施設設置許可手続が行われていなかった事例

(川崎区役所道路公園センター管理課)

ケ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(イ) 不用の決定又は処分を行っていない事例

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、大師支所区民センター、田島支所区民センター、幸区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護第1課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、中原区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、上下水道局総務部管財課、長沢浄水場浄水課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、同保険年金課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター児童家庭課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援

課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

(エ) 備品整理簿に登載していなかった事例

(中原区役所危機管理担当、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課)

(オ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター)

コ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、保健福祉センター高齢・障害課、同保護課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護課、同衛生課、同地域みまもり支援センター担当、多摩区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、保健福祉センター保護第1課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、保健福祉センター衛生課、同地域みまもり支援センター担当)

サ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

(ア) 用途廃止の手続を行っていなかった事例

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、長沢浄水場浄水課)

(イ) 固定資産台帳と消耗工具器具及び備品受払簿に重複して登載していた事例

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

シ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 区金銭出納員、区金銭取扱員又は区物品取扱員を任命していなかった事例

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課、幸区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部企画課、区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援セン

ター担当、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター高齢・障害課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所まちづくり推進部企画課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

(イ) 区金銭出納員又は区金銭取扱員を置くこととされていない箇所での任命していた事例

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、田島地区健康福祉ステーション、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、多摩区役所保健福祉センター児童家庭課)

(ウ) 区金銭出納員、区金銭取扱員、区物品出納員、区物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター児童家庭課、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所区民サービス部区民課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部保険年金課、保健福祉センター衛生課)

定期(工事)監査の結果

1 監査の種別

定期(工事)監査

2 監査の対象

まちづくり局、交通局、病院局

3 監査の範囲

平成27年度及び28年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成29年10月10日から30年3月2日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託798件のうち、工事45件、業務委託5件、合計50件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、局別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

このうちの多くは、設計における単位・単価や査定

率の誤りなど積算に関する事例であった。

設計に当たっては、積算基準及び根拠資料を十分に確認し、より適正な積算を行われたい。

また、審査においてもこれらの点に十分に留意し行われたい。

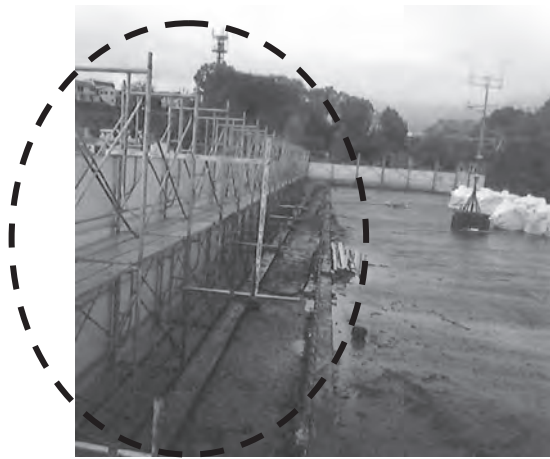
(1) 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

本工事は、地上4階建て鉄筋コンクリート造の市営末長住宅を解体する工事である。

労働安全衛生規則第518条では、高さが2m以上の箇所での作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは作業床を設けなければならない、また、作業床を設けることが困難なときは安全帯の使用など、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じることとされている。

本工事では作業床を設けていたが、粉塵等の飛散防止のための散水作業については、作業床から散水できない箇所での作業の際に安全帯を使用するなどの墜落防止等の対策を行っておらず、監督員はこのことを把握していなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。



作業床 (参考写真)

(工事番号4) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

(2) 見積り等を用いた積算を適正に行うべきもの

幸区役所ほか屋外附帯工事は、幸区役所の建替え工事に伴い駐車場の整備や隣接する市民館、スポーツセンターも含めた敷地内通路の再整備等を行う工事である。

本工事には鉄くず等の有価材処分が含まれており、この積算についてみたところ、鉄くず以外の金属については市で単価等を定めていないことから積算基準に基づき刊行物を用いて設計価格を定め積算しているが、設計書に入力する際に単位の確認が不十分であったため誤った単価を入力していた。

また、当初計画していた地盤改良工事が取り止めとなり関連費用として計上していた試験費についても実施回数が変更となっていたが、試験費の設計変更を行っていなかった。

緊急消防援助隊活動拠点新築工事においては、見積りにより設計価格を決定しているものの一部について、単価を誤って入力するとともに、必要な補正を行っていなかった。

見積り等を用いた積算に当たっては、設計価格の確認及び設計書への入力を適切に行われたい。

(工事番号9、13) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。工事に関する事務等を適切に行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 積算基準を正確に把握し設計価格等の確認を十分に行うべきもの

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、見積価格の審査や見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であった事例

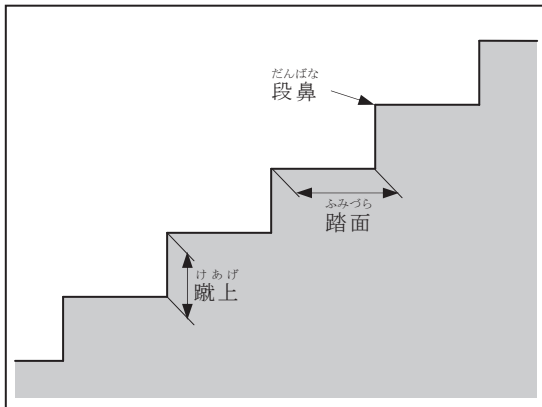
(工事番号1、30、31、32) (まちづくり局登戸区画整理事務所、施設整備部長寿命化推進担当)

イ バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの
既存建築物への通路等の改修工事において、バリアフリー関係基準による階段の踏面の端部(段鼻)と周囲部分との色の明度、色相又は彩度の差の確認が不十分であったため、段が識別しにくくなっていた事例

(注) ここでいうバリアフリー関係基準とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に定められた、既存建築物においても適合に努めるべき基準をいう。



段が識別しやすい階段（参考写真）



階段各部の名称

(工事番号9)(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

別表1 局別の監査実施状況

対 象 局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
まちづくり局	工 事	596	59,103,695	42	15,383,514
	業務委託	164	1,755,751	4	66,107
交 通 局	工 事	6	74,896	1	12,517
	業務委託	9	50,752	1	32,583
病 院 局	工 事	15	755,590	2	285,595
	業務委託	8	31,644	0	0
合 計		798	61,772,328	50	15,780,316

別表2 監査実施工事等の一覧

工 事 番 号	件 名	履行場所	概 要	請 負 者 又は受託者	契約方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/(変更)		
1	登戸土地区画整理 事業区画道路6- 32号線他道路築造 等工事	川崎市多摩区 登戸1856番地 先他	道路の新設 約 430㎡、 公園整備2か所	(株)シンヤ	一般競争	41,590,800 (47,201,400)	H27.12.2	H28.7.27
2	日向住宅耐震改修 工事	川崎市高津区 下作延6丁目 1900番1ほか	鉄筋コンクリート 造6階建て 2棟	東生建設(株)	一般競争	92,340,000	H27.7.3	H28.3.16

3	中丸子住宅集会所 新築その他工事	川崎市中原区 中丸子1155番 地	木造 平屋建て 延べ面積 約64㎡	正宗産業(株)	一般競争	31,767,120	H27.5.29	H27.12.8
4	末長住宅解体第2 期工事	川崎市高津区 末長2丁目 1045番2ほか	鉄筋コンクリート 造 4階建て 3棟	(株)横山工務店	一般競争	121,910,400 (123,880,320)	H27.10.2	H28.4.22
5	大島住宅新築工事	川崎市川崎区 大島4丁目4 番1ほか	鉄筋コンクリート 造 12階建て 167戸 延べ面積 約8,450㎡	野州・吉忠・ 大川原・篠原 J V	一般競争	1,766,880,000 (1,804,430,520)	H26.12.24	H29.1.20
6	大島住宅新築衛生 その他設備工事	川崎市川崎区 大島4丁目4 番1ほか	新築に伴う衛生等 設備工事	稲田・碓井 J V	一般競争	227,880,000	H26.12.12	H29.1.20
7	大島住宅新築電気 設備工事	川崎市川崎区 大島4丁目4 番1ほか	新築に伴う電気設 備工事	協成電気(株)	一般競争	213,840,000	H26.12.12	H29.1.20
8	高山住宅改善第1 号工事	川崎市宮前区 平2丁目325 番1	内装改修工事、 衛生設備改修工事 等	露木建設(株)	一般競争	286,200,000 (303,162,480)	H28.3.22	H29.3.16
9	幸区役所ほか屋外 附帯工事	川崎市幸区戸 手本町1丁目 11番地1ほか	多目的広場、駐車 場等の外構工事	(株)喜美代建設	一般競争	405,000,000 (431,582,040)	H27.11.2	H29.3.14
10	等々力陸上競技場 メインスタンド 改築工事	川崎市中原区 等々力1番	鉄筋コンクリート 造 一部鉄骨造 6階建て 延べ面 積 約21,850㎡	大成・飛鳥・ 小川・沼田・ 日本設計 J V	一般競争	6,174,000,000 (7,935,382,320)	H24.10.10	H27.4.23
11	生田緑地四阿改築 工事	川崎市多摩区 枅形6丁目 4739番1号	木造 平屋建て 延べ面積 約7㎡ 2棟	清宮建築(株)	一般競争	13,068,000	H27.12.14	H28.3.3
12	中部リハビリテー ションセンター新 築工事	川崎市中原区 井田3丁目16 番1号	鉄筋コンクリート 造 2階建て 延 べ面積 約2,480 ㎡	(株)興建	一般競争	744,120,000 (757,488,240)	H26.12.24	H28.3.10
13	緊急消防援助隊活 動拠点新築工事	川崎市宮前区 大蔵1丁目10 番2号	鉄筋コンクリート 造 一部鉄骨造 2階建て 延べ面 積 約2,250㎡	野州・大川 原・篠原 J V	一般競争	864,000,000 (925,094,520)	H26.10.17	H28.2.17
14	東住吉小学校ほか 6校備蓄倉庫新築 その他工事	川崎市中原区 今井南町1111 番地ほか6か 所	鉄骨造 平屋建て 延べ面積 約40 ㎡ 7棟	(株)井上工務店	一般競争	74,518,920	H27.8.31	H28.2.3
15	井田中学校ほか2 校格技室吊天井改 修その他工事	川崎市中原区 井田杉山町11 番1号ほか2 か所	吊天井撤去改修工 事	(株)村松工務店	一般競争	36,720,000	H27.9.16	H28.1.19
16	王禅寺中央中学校 ほか1校格技室吊 天井改修工事	川崎市麻生区 王禅寺東4丁 目14番2号ほ か1か所	吊天井撤去改修工 事	佐田建設(株)	一般競争	23,328,000 (25,044,120)	H27.9.1	H28.2.12
17	久末小学校校舎改 修その他工事 (4期)	川崎市高津区 久末647番地	内装改修工事	宮田土建工業 (株)	一般競争	101,228,400 (107,204,040)	H27.4.1	H27.9.25
18	西丸子小学校校舎 改修その他工事 (4期)	川崎市中原区 小杉陣屋町2 丁目19番1号	内装改修工事、建 具工事、外構工事 等	(株)邦松工務店	一般競争	101,895,840	H27.6.15	H27.9.24
19	玉川小学校校舎改 修その他その1及 び体育館改修その 他工事	川崎市中原区 北谷町32番地	内装改修工事	(株)銚子塚建設	一般競争	174,960,000 (182,264,040)	H28.5.17	H28.12.19

20	玉川小学校外壁塗装改修その他工事	川崎市中原区北谷町32番地	外壁塗装改修工事、 屋上防水改修工事	(株)マミヤ	一般競争	165,218,400 (175,798,080)	H28.6.8	H28.12.8
21	菅生中学校外壁塗装改修その他工事	川崎市宮前区菅生2丁目10番1号	外壁塗装改修工事	福吉塗装(株)	一般競争	68,839,200 (80,849,880)	H27.6.29	H27.11.25
22	西菅小学校トイレ改修工事	川崎市多摩区菅北浦4丁目2番1号	トイレ改修工事	長栄興業(株)	一般競争	50,587,200	H28.6.22	H28.10.12
23	玉川中学校ほか1校トイレ改修工事	川崎市中原区中丸子562番地ほか1か所	トイレ改修工事	(株)八木工務店	一般競争	77,565,600 (77,988,960)	H27.6.15	H27.10.26
24	枅形中学校ほか1校配膳室改修その他工事	川崎市多摩区枅形1丁目22番1号ほか1か所	給食配膳室への内装改修工事	(有)OKAWARA	一般競争	22,464,000	H27.12.14	H28.5.27
25	川崎中学校ほか4校配膳室改修その他工事	川崎市川崎区下並木50番地ほか4か所	給食配膳室への内装改修工事	(株)蔦姫	一般競争	40,176,000 (43,558,560)	H27.6.19	H27.10.14
26	久末小学校校舎改築その他工事	川崎市高津区久末647番地	鉄筋コンクリート造3階建て延べ面積約3,800㎡	大山・沼田・村松JV	一般競争	1,387,800,000 (1,420,788,600)	H27.7.7	H28.11.25
27	宮内中学校ほか2校エレベータ昇降路設置その他工事	川崎市中原区宮内4丁目13番1号ほか2か所	エレベータ昇降路設置工事	(株)八木工務店	一般競争	61,020,000 (61,583,760)	H27.11.24	H28.5.30
28	下作延小学校ほか3校わくわくプラザ室屋根防水工事	川崎市高津区下作延5丁目19番1号ほか3か所	屋根防水改修工事	(株)ユニコス	一般競争	13,456,800	H27.11.13	H28.3.3
29	川崎総合科学高等学校アリーナ・情報コーナー改修工事	川崎市幸区小向仲野町5番1号	吊天井撤去改修工事、内装改修工事	東生建設(株)	一般競争	69,649,200 (78,025,680)	H27.6.29	H27.11.10
30	川崎競輪場メインスタンド屋上防水改修その他工事	川崎市川崎区富士見2丁目1番6号	屋上防水改修工事等	日東塗装(株)	一般競争	85,968,000 (86,839,560)	H27.12.4	H28.3.25
31	大師小学校体育館改修及び倉庫新築その他工事	川崎市川崎区東門前2丁目6番1号	体育館の内装改修工事等	佐田建設(株)	一般競争	202,986,000 (207,398,880)	H28.5.2	H29.3.17
32	中央卸売市場北部市場青果棟耐震補強工事	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	鉄筋コンクリート造4階建て1棟	露木建設(株)	一般競争	232,200,000 (234,492,840)	H26.12.26	H28.3.4
33	等々力陸上競技場メインスタンド電気その他設備改修工事	川崎市中原区等々力1番地	施設改修に伴う電気設備工事	(株)和田電業社	一般競争	33,426,000	H28.9.23	H29.2.10
34	幸市民館大ホール舞台照明設備改修工事	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	舞台照明設備の改修工事	(株)光陽電業社	一般競争	108,950,400	H28.7.11	H29.3.15
35	川崎競輪場トータルリゼータシステム改修工事	川崎市川崎区富士見2丁目1番6号	通信設備等改修工事	富士通フロンテック(株) 営業本部 公共産業営業統括部	随意契約	58,320,000	H28.4.1	H28.8.4
36	久末小学校校舎改築電気その他設備工事	川崎市高津区久末647番地	改築に伴う電気設備工事等	丸井・富士JV	一般競争	309,096,000 (313,634,160)	H27.7.13	H28.11.22

37	久末小学校校舎改修電気その他設備工事(4期)	川崎市高津区久末647番地	内装改修に伴う電気設備工事等	板橋電気工事(株)	指名競争	5,173,200	H27.6.22	H27.9.17
38	第3庁舎機械式駐車設備(1号機)改修工事	川崎市川崎区東田町5番地4	機械式駐車場設備工事	新明和工業(株)流体事業部営業本部	随意契約	15,930,000	H27.7.1	H27.12.4
39	かわさき北部斎苑火葬炉設備改修工事	川崎市高津区下作延6丁目18番1号	火葬炉設備改修工事	富士建設工業(株)	一般競争	682,500,000	H25.10.9	H28.1.29
40	かわさき北部斎苑火葬炉CNG設備工事	川崎市高津区下作延6丁目18番1号	ガス(CNG)設備工事	東京ガスケミカル(株)	随意契約	46,980,000	H26.2.5	H28.1.29
41	富士見中学校校舎増築昇降機設備工事	川崎市川崎区富士見2丁目1番2号	昇降機設備設置工事	東芝エレベータ(株) 神奈川支社	一般競争	13,824,000 (13,533,480)	H27.2.20	H28.3.1
42	久末小学校校舎改築衛生その他設備工事	川崎市高津区久末647番地	改築に伴う衛生器具設備工事等	(株)稲田水道工務店	一般競争	131,598,000 (125,195,760)	H27.7.28	H28.11.18
43	新作八幡下ほか3か所バス停留所上屋設置工事	川崎市高津区新作2丁目11番地先ほか	バス停留所上屋設置工事	(有)さくら建設	一般競争	12,517,200 (13,719,240)	H28.12.13	H29.3.28
44	多摩病院ナースコール親機更新工事	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号	ナースコール設備更新工事	(株)ケアコム南関東支店	随意契約	28,555,200	H27.9.4	H28.3.3
45	井田病院3号棟解体撤去工事	川崎市中原区井田2丁目27番1号	鉄筋コンクリート造4階建て 1棟	大道・信号器材JV	一般競争	257,040,000 (351,387,720)	H27.3.20	H28.4.18
46	玉川小学校ほか3校校舎改修その1設計業務委託	川崎市中原区北谷32番地ほか3か所	内外装改修工事の基本実施設計	協同組合 川崎市建築家の会	指名競争	54,000,000	H26.10.20	H27.11.25
47	臨港中学校校舎増築設計業務委託	川崎市川崎区浜町2丁目11番22号	校舎増築工事の実施設計	(有)上原建築設計事務所	指名競争	9,374,400 (10,341,000)	H26.6.20	H27.8.25
48	等々力陸上競技場メインスタンド電気その他設備改修工事設計業務委託	川崎市中原区等々力1番地	照明、通信設備増設の実施設計	(株)二十一設計	指名競争	1,166,400	H28.4.1	H28.6.8
49	幸市民館大ホール設備改修設計業務委託	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	大ホール設備改修の実施設計	(株)Light Stage	指名競争	1,566,000	H27.7.31	H28.2.17
50	上平間営業所改築その他設計業務委託	川崎市中原区上平間1140	バス営業所改築の基本実施設計	パシフィックコンサルタンツ(株)横浜事務所	一般競争	29,602,800 (36,748,080)	H27.7.1	H29.3.31

30川監公第4号
平成30年3月26日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子

同 花輪孝一
同 山田益男

第1 監査の概要

1 監査の種別

行政監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項に規定する事務の執行)

2 監査のテーマ

AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理について

3 監査の目的

AEDは、心停止となった人に対し、その場に居合わせた人が使用して救命を行うための医療機器である。国が平成16年7月に非医療従事者によるAEDの使用を認めてから、公共施設を中心に広く普及し、本市施設においても様々な施設で設置されている。

AEDは、設置されるだけでなく、いざという時に、心停止傷病者に速やかに使用されることによりその意義を持つものであることから、本市施設のAEDについて、機器等の管理が適切に行われているか、施設の職員が使用できる体制となっているか等の検証を行い、今後、いざという時にAEDが使用される環境整備に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の期間

平成29年6月1日から平成30年3月2日まで

5 監査の対象

(1) 対象事務

本市の庁舎、市事業所、公の施設などの施設に導入されている全てのAED

(2) 対象機関

AEDを導入している全ての所属

6 監査の主な着眼点

- (1) 設置場所がわかりやすいか。
- (2) 機器及び消耗品の更新は適切かつ効率的に行われているか。
- (3) 設置施設の職員が使用できる体制となっているか。

第2 AEDの概要

1 AEDとは

心臓が突然止まってしまう原因は様々である。

その多くに「心室細動」といわれる、心臓が震えて痙攣(けいれん)し、全身に血液を送り出せなくなった状態がある。一度心臓が震えだすと、決して自ら治すことができず、この状態が続くと、脳や心臓などの重要な臓器に血液が行かないため、やがて心臓が完全に停止してしまう。「心室細動」は、死に直結するととても危険な状態である。



心臓の動きを戻すには、電気ショックによる「除細動」が必要となり、この「除細動」を行うための機械が「自動体外式除細動器 =Automated External Defibrillator (AED)」である。

AEDは平成16年7月に非医療従事者による取扱が認められて以来、全国で公共施設だけでなく民間施設にも普及しており、その数は50万～60万台とも言われ、市民の目に触れる機会は多くなっている。

2 AEDの使用法

AEDを使用する場合、AEDが自動的に心肺機能停止傷病者(以下、「心停止傷病者」という。)の心電図を解析し、電気ショックが必要かどうかを判断し、また、AEDから音声メッセージが流れ操作方法について指示されるため、使用者はそれに従えば、操作は難しくない。

心停止が疑われる場合には、ためらうことなくAEDを使用することが望まれる。

●AEDの基本的な操作の流れ

①電源を入れる	○AED本体の電源は、フタを開けると自動的に入るものと、電源ボタンがついているものがある。
②電極パッドを貼る	○音声ガイダンスに従い、心停止傷病者の衣服を取り除き、胸をはだける。 ○電極パッドの袋を開封し、パッド表面に描かれているイラストのとおり傷病者の素肌に密着させて貼る。
③心電図の解析	○パッドを貼り付けると、自動的に心電図の解析が始まる。
④電気ショック	○AEDが電気ショックが必要と判断すると、自動的に充電が始まる。 ○AEDのショックボタンが点灯したのを確認した後、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押す。

※AEDの使用に当たって知っておきたいことを巻末2に記載した。

3 AEDの効果

- (1) AED使用の有無による生存率、社会復帰率の違い
平成28年に全国で、一般市民が目撃した心原性心停止傷病者数のうち一般市民によりAEDによる除細動が実施された傷病者数は、1,204人(4.7%)であった(表1、図1)。AEDによる除細動が実施された場合、除細動を実施せずに心肺蘇生を行なった場合と比べ、1か月後生存率が3.3倍、1か月後社会復帰率が3.9倍になり、心肺蘇生を全く行わなかった場合と比べ、生存率が5.7倍、社会復帰率が9.2倍になっている(図2)。このようにAEDの使用は、心停止傷病者の生存、社会復帰に大きく貢献する。

表1 全国における心停止傷病者の状況(H28)

総務省消防庁「平成29年版 救急・救助の現況」より

H28年	一般市民による目撃あり※				一般市民による目撃なし				
	一般市民による心肺蘇生あり				一般市民による心肺蘇生なし				
	一般市民による除細動あり		一般市民による除細動なし		一般市民による除細動あり		一般市民による除細動なし		
傷病者数	1ヵ月後 傷病者数	1ヵ月後 生存者	1ヵ月後 社会復帰者	傷病者数	1ヵ月後 生存者	1ヵ月後 社会復帰者	傷病者数	1ヵ月後 生存者	1ヵ月後 社会復帰者
25,569	14,354	2,359(16.4%)	1,681(11.7%)	1204	642(53.3%)	547(45.4%)	11,215	1,041 (9.3%)	545 (4.9%)

※心原性(心臓に原因がある)心停止傷病者のみ

図1 目撃した一般市民による実施内容

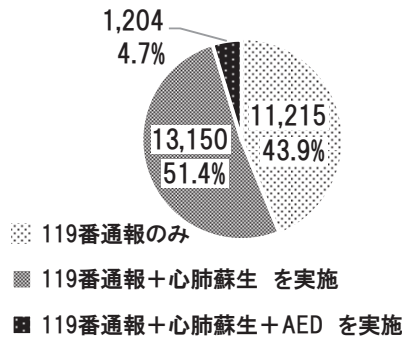
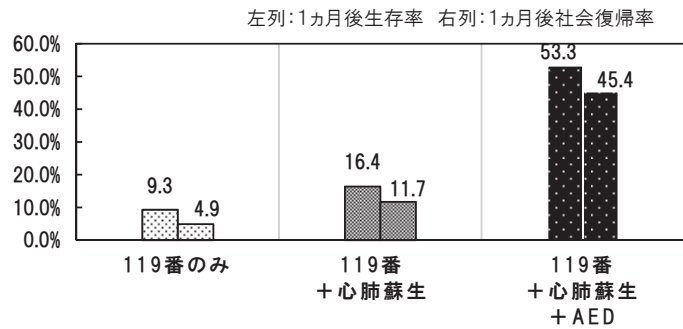


図2 一般市民による実施内容別の救命率

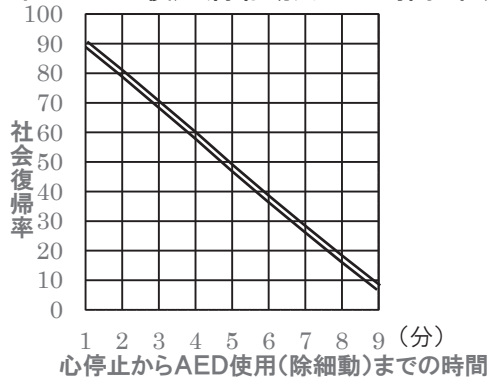


(2) AEDの早期使用の重要性

AEDの効果は、除細動が1分遅れるごとに7~10%低下すると言われている(図3)。119番通報から救急隊が現場に到着するまでに、全国平均で8.5分要する(※)ことから救急隊到着までに一般市民による除細動を行うことが、心停止傷病者の生存・社会復帰において重要となっている。

※「平成29年版 救急・救助の現況」(総務省 消防庁)による平成28年のデータ。

図3 AED使用(除細動)までの時間と社会復帰率



4 AEDに関する本市及び国等における取組

平成16年7月の厚生労働省通知により、救命現場に居合わせた非医療従事者のAED使用が認められることとなった(巻末1(1)ア参照)。

本市においては、平成17年8月「AEDの導入に係る検討結果報告書」(AEDの導入に係る検討委員会)

において、市内公共施設におけるAEDの設置に向けた基本的な考え方等が示された。平成19年8月には、合計163箇所への設置をもって、この段階で公共施設へのAEDの基本整備完了とみなすとされ、平成24年3月には、①公共施設へのAEDの設置に向けた基本的考え方は上記検討結果報告書のとおりであること、②AEDの新設及び更新、消耗品の補充等に係る予算措置等の対応は各施設所管において行うことなどが確認された。

一方、平成25年に、AEDの適正配置に関するガイドライン(以下、「AEDガイドライン」という。)について、厚生労働省から通知が発出されており(巻末1(1)ウ参照)、本市においては、同ガイドライン及び同報告書の2つの設置に関する基準がある状態となっている。

AED機器の管理については、平成21年に厚生労働省からAEDの日常点検や消耗品の適切な管理を行うよう通知が出され、平成25年には、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態を踏まえ、同省から再度同内容の通知が出された(巻末1(1)イ、エ参照)。

表2 AEDに関する本市及び国等における取組

川崎市	AED累積導入台数※	年	国、近隣他都市等
	2	平成16年	・非医療従事者によるAEDの使用について(厚生労働省通知 7月) >救命現場に居合わせた非医療従事者のAED使用が可能になる。
・AED導入検討 (AEDの導入に係る検討報告書 8月)	27	平成17年	
	65	平成18年	・AED普及啓発基本方針(八都府県) ・AED設置等届出制度(埼玉県)
・基本整備完了 163か所に設置 (8月) ・学校における導入検討	299	平成19年	・AED場所検索システム(日本救急医療財団)
・各消防署によるAEDマップの作成開始	341	平成20年	
	431	平成21年	・AEDの適切な管理等の実施について(厚生労働省通知) >点検担当者の配置、日常点検の実施、消耗品の管理等 ・横浜市救急条例施行 >一定規模以上の建物、スポーツ施設、駅舎等にAED設置義務付け
・ガイドマップかわさきによるAEDマップ掲載開始	440	平成22年	
	551	平成23年	・桐田明日香さんの死亡事故(さいたま市)
	534	平成24年	・全国AEDマップ(日本救急医療財団)
	549	平成25年	・AEDの適正配置に関するガイドラインについて(厚生労働省通知) >日本救急医療財団がとりまとめたものを通知
・全校に設置完了	582	平成26年	・減らせ突然死プロジェクト
・各消防署によるAEDマップの作成終了	614	平成27年	
	624	平成28年	・日本AED財団設立
・救命講習の有料化開始	656	平成29年	・千葉県AED条例施行 >AED使用率の向上のため、各主体による設置、知識・技能の習得、県広報の充実等

※H29年7月時点で導入されていたAED656台について、最初にその場所に導入された年度により分類したもの(監査調査)。過去に導入されたが当該時点で廃止されていたものは含まれていない。

第3 調査結果

1 調査の概要

(1) 1次調査(平成29年7月11日～7月25日)

ア 概要

平成29年7月1日現在の本市の庁舎又は公の施設等におけるAEDの導入状況、AEDの管理等について確認するため、文書による全庁調査を行った。

イ 対象

本市の庁舎、市事業所、公の施設などの施設に設置されている全てのAED

ウ 調査内容

導入有無、AEDの基本情報(機種名、設置日)、設置位置、利用可能時間、心停止傷病者の発生、救命講習の実施、機器点検状況、[学校のみ]施設開放時等のAEDの使用 など

(2) 現地調査(平成29年9月1日～10月11日)

ア 概要

1次調査結果を踏まえ、抽出施設におけるAEDの管理状況及びAED設置の案内表示の状況等を現地で確認した。

イ 対象

1次調査対象(554施設のAED計656台)から、

次の視点及び施設所管局区や施設の所在場所のバランスを考慮して抽出した、81施設のAED121台(表3)。

○心停止の発生リスクが高いと考えられる施設：スポーツ関連施設(プール、スポーツセンターなど)

○参考となる事例と考えられる施設：24時間利用可能な学校、AED屋外設置の学校など

○管理上のリスクが高いと考えられる施設：機器の耐用期間を超過していると思われる施設など

表3 現地調査対象施設一覧

局区名	施設名	所在区	実施日	局区名	施設名	所在区	実施日
1 総務企画局	川崎市役所第4庁舎	川崎	9月1日	43 高津区役所	高津区役所 ※	高津	9月29日
2 財政局	みぞのくち市税事務所	高津	9月29日	44 高津区役所	高津スポーツセンター	高津	9月22日
3 市民文化局	川崎市民プラザ ※	高津	9月19日	45 高津区役所	高津市民館	高津	9月29日
4 市民文化局	男女共同参画センター	高津	9月22日	46 高津区役所	高津区役所橋出張所	高津	9月26日
5 市民文化局	岡本太郎美術館	多摩	9月28日	47 宮前区役所	宮前区役所 ※	宮前	9月26日
6 経済労働局	労働会館	川崎	10月4日	48 宮前区役所	宮前スポーツセンター	宮前	9月26日
7 経済労働局	生活文化会館	高津	9月29日	49 宮前区役所	宮前市民館	宮前	9月26日
8 経済労働局	川崎フロンティアビル	川崎	10月4日	50 多摩区役所	多摩区役所 ※	多摩	9月29日
9 経済労働局	川崎競輪場 ※	川崎	10月4日	51 多摩区役所	川崎市多摩スポーツセンター ※	多摩	9月28日
10 環境局	浮島処理センター	川崎	9月21日	52 多摩区役所	多摩市民館	多摩	9月29日
11 環境局	王禅寺余熱利用市民施設 ※	麻生	10月3日	53 多摩区役所	緑化センター	多摩	9月29日
12 環境局	堤根余熱利用市民施設 ※	川崎	9月21日	54 麻生区役所	麻生区役所 ※	麻生	10月3日
13 健康福祉局	特別養護老人ホームすみよし	中原	9月19日	55 麻生区役所	麻生スポーツセンター	麻生	10月3日
14 健康福祉局	特別養護老人ホームひらまの里	中原	9月15日	56 麻生区役所	白山中学校跡地施設	麻生	10月3日
15 健康福祉局	平老人いこいの家	宮前	9月28日	57 麻生区役所	麻生市民館	麻生	10月3日
16 健康福祉局	宮前老人福祉センター	宮前	9月26日	58 麻生区役所	王禅寺ふるさと公園	麻生	10月3日
17 健康福祉局	リハビリテーション福祉センター体育館	中原	9月19日	59 上下水道局	入江崎余熱利用プール	川崎	9月21日
18 こども未来局	平こども文化センター	宮前	9月28日	60 上下水道局	あさおふれあいの丘	麻生	10月3日
19 こども未来局	菅生保育園	宮前	9月26日	61 交通局	菅生営業所	宮前	9月26日
20 こども未来局	白鳥保育園	麻生	10月3日	62 病院局	川崎病院 ※	川崎	10月4日
21 建設緑政局	川崎富士見球技場	川崎	10月4日	63 消防局	中原消防署 ※	中原	9月29日
22 建設緑政局	生田緑地東ロビーターセンター	多摩	9月28日	64 消防局	宮前消防署 ※	宮前	9月26日
23 建設緑政局	川崎国際生田緑地ゴルフ場 ※	多摩	9月28日	65 教育委員会	日本民家園	多摩	9月28日
24 建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	幸	9月19日	66 教育委員会	青少年科学館	多摩	9月28日
25 建設緑政局	多摩川緑地パークボール場	高津	9月22日	67 教育委員会	宮前小学校	川崎	10月11日
26 建設緑政局	多摩川緑地バーベキュー広場	高津	9月22日	68 教育委員会	下平間小学校	幸	10月11日
27 建設緑政局	生田緑地整備事務所	多摩	9月28日	69 教育委員会	高津小学校	高津	10月11日
28 建設緑政局	御幸球場	幸	9月15日	70 教育委員会	久末小学校	高津	10月6日
29 港湾局	東扇島東公園	川崎	9月21日	71 教育委員会	宮前平小学校	宮前	10月6日
30 川崎区役所	川崎区役所 ※	川崎	10月4日	72 教育委員会	南菅小学校	多摩	10月6日
31 川崎区役所	富士見公園	川崎	10月4日	73 教育委員会	三田小学校	多摩	10月6日
32 川崎区役所	大師公園 ※	川崎	9月21日	74 教育委員会	王禅寺中央小学校	麻生	10月6日
33 幸区役所	幸区役所 ※	幸	9月15日	75 教育委員会	栗木台小学校	麻生	10月6日
34 幸区役所	幸スポーツセンター	幸	9月15日	76 教育委員会	塚越中学校	幸	10月11日
35 幸区役所	石川記念武道館	幸	9月15日	77 教育委員会	中原中学校	中原	10月11日
36 幸区役所	幸市民館	幸	9月15日	78 教育委員会	宮前平中学校 ※	宮前	10月6日
37 幸区役所	河原町体育館	幸	9月15日	79 教育委員会	川崎高校 ※	川崎	10月11日
38 中原区役所	中原区役所 ※	中原	9月29日	80 教育委員会	総合科学高校 ※	幸	10月11日
39 中原区役所	とどろきアリーナ ※	中原	9月22日	81 教育委員会	聾学校	中原	10月11日
40 中原区役所	中原市民館	中原	9月29日				
41 中原区役所	等々力テニスコート	中原	9月22日				
42 中原区役所	等々力競技場 ※	中原	9月22日				

※AEDを複数台設置する施設

2 調査結果

(1) AEDの導入状況等(平成29年7月1日現在)

ア 概要

調査した市の施設695施設において、施設設置

用又は貸出用にAEDを導入している施設は554施設で、複数台導入する施設もあり計656台のAEDを導入していた(表4)。

表4 市の施設※におけるAEDの導入状況(695施設中)

施設数()内はAED数	
導入している	554 (656)
導入していない	141
計	695

※対象はH29.3月時点でAEDを設置していた施設、庁舎、事業所、総合公園、運動施設(野球場、サッカー場、テニス、プールなどを有する公園)等。市営住宅は対象から除いた。

イ 各分類別のAED導入台数

各局別のAEDの導入台数をみたところ、教育委員会(学校・事務局;205台)が最も多く、次

いで健康福祉局(113台)、こども未来局(90台)の順であった(表5)。

表5 各局区別のAEDの導入台数

総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	こども未来局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会	合計
3	2	14	16	11	113	90	26	3	16	9	12	9	7	8	10	14	5	34	49	205	656

AEDの主な目的別の導入台数をみたところ、施設設置用が645台であった(表6)。学校以外・学校別に導入台数をみると、学校※に導入しているAEDは198台であった(表7)。

※本章の「学校」は、小学校、中学校、高校、特別支援学校を指し、短大は含まない(図7を除く)。

表6 AEDの主な目的別の導入台数

施設設置用	貸出用	合計
645	11	656

表7 学校以外・学校別の導入台数

学校以外	学校	合計
458	198	656

導入方法及び導入者別のAED数及び契約数をみたところ、市が購入により導入したAEDは47

契約58台、賃貸借契約により導入したAEDは87契約424台であった(表8、表9)。

表8 導入方法及び導入者別のAED数

	導入方法				計
	購入	寄贈	賃貸借	その他	
導入者	58	14	424	0	496
市	73	2	44	2	121
指定管理者	5	1	30	3	39
その他	136	17	498	5	656
計					

表9 導入方法及び導入者別の契約数

	導入方法				計
	購入	寄贈	賃貸借	その他	
導入者	47	14	87	0	148
市	72	2	43	2	119
指定管理者	4	1	17	2	24
その他	123	17	147	4	291
計					

ウ その他
 (ア) 契約額
 賃貸借及び購入により導入されたAED

のうち、市による契約の契約額は、年間約3,100万円であった(表10)。

表10 本市が賃貸借及び購入により導入したAEDの契約額

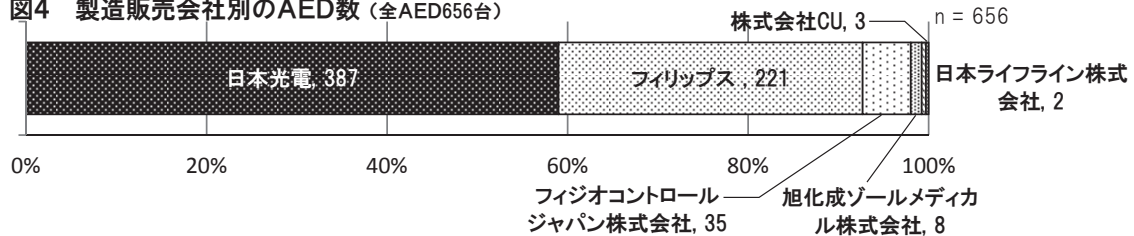
	契約額(年額:円)	台数	契約数
賃貸借	27,998,623	424	87
購入	3,031,407 ※1	53 ※2	42 ※2

※1 購入費(契約額)総額をAEDの一般的な耐用期間である7年で割った値。
 ※2 市が購入したAEDのうち、5台(5契約)は購入金額が不明なため除いている。

(イ) 製造販売会社別のAED数
 市施設における656台のAED機器の製造販売会社をみると、日本光電工業株式会社(以下、「日本光電」という。)のものが387台(約59%)、株式会社フィリップス・ジャ

パン(以下、「フィリップス」という。)のものが221台(約34%)となっており、その他4社の製造販売会社の機器が導入されていた(図4)。

図4 製造販売会社別のAED数(全AED656台)



(ウ) 導入台数が多い機種
 本市で契約したAEDで、最も導入台数が多い機種は、「カルジオライフ AED-

2100」、次いで「ハートスタート HS1」、「ハートスタート FR3 Pro」であった(表11)。

表11 本市契約で導入台数が多い機種トップ3

順位	機種	製造販売会社	導入台数
1	カルジオライフ AED-2100	日本光電	290
2	ハートスタート HS1	フィリップス	90
3	ハートスタート FR3 Pro	フィリップス	36

(2) 心停止傷病者の状況
 ア 市内における心停止傷病者の状況
 本市における、平成28年中の一般市民が目撃した心原性心停止傷病者数は242人であった。そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者

数は115人で、一般市民がAEDによる除細動を実施した傷病者数が14人含まれている。そのうち1か月後生存者数は10人(71.4%)、1か月後社会復帰者数は7人(50.0%)となっていた(表12)。

表12 川崎市における心停止傷病者の状況(H24-H28)

消防局提供資料より

	一般市民による目撃あり※									
	傷病者数	一般市民による心肺蘇生あり				一般市民による心肺蘇生なし				
		傷病者数	1か月後生存者	1か月後社会復帰者	一般市民による除細動あり	傷病者数	1か月後生存者	1か月後社会復帰者		
H24年	229	103	21(20.4%)	18(17.7%)	16	8(50.0%)	5(31.2%)	126	12(9.5%)	3(2.3%)
H25年	221	94	15(16.0%)	7(7.4%)	15	6(40.0%)	4(26.7%)	127	11(8.7%)	6(4.7%)
H26年	246	110	24(21.8%)	17(15.5%)	12	7(58.3%)	7(58.3%)	136	13(9.6%)	4(2.9%)
H27年	236	106	15(14.2%)	10(9.4%)	10	5(50.0%)	4(40.0%)	130	14(10.8%)	3(2.3%)
H28年	242	115	22(19.1%)	12(10.4%)	14	10(71.4%)	7(50.0%)	127	12(9.4%)	5(3.9%)

※心原性(心臓に原因がある)心停止傷病者のみ

イ 本市施設等における心停止傷病者数

1次調査や過去に健康福祉局が実施した使用実績調査の結果等から把握できた、平成24年1月から平成29年6月までに本市施設等（病院、消防関連機関を除く）において発生した心停止傷病者数（※）は57人で、その発生年別、施設種類別の人数は表13、14のとおりであった。本市施設等にお

いては、毎年10人程度発生しており、特に福祉施設（高齢者施設）で多く発生している。

※①本市施設内で発生した心停止傷病者、及び②施設の外部で発生した心停止傷病者で、本市施設のAEDが使用されるか、施設職員による心肺蘇生措置が行われたもの

表13 発生年別 心停止傷病者数(人)

発生年	発生場所		合計
	施設内	施設外	
H24年	10	2	12
H25年	9	1	10
H26年	8	1	9
H27年	8	1	9
H28年	10	1	11
H29年※	6		6
計	51	6	57

※1-6月までの6箇月間のみ。

表14 施設種類別 心停止傷病者数(人)

施設種類	発生場所		合計
	施設内	施設外	
福祉施設(高齢者施設)	25	1	26
福祉施設(高齢者施設以外)	8		8
文化施設・集会施設	6	1	7
スポーツ関連施設	4	2	6
学校	3	2	5
庁舎等	2		2
その他	3		3
計	51	6	57

本市施設等の心停止傷病者57人中、46人に対し施設職員等により心肺蘇生が実施された（図5）。また、そのうち、41人に対してAEDが装着され、16人に対して除細動が実施された（図6、7）。

このうち、AED使用により心停止傷病者が社会復帰し、救命行為者が消防局から表彰された事例もあった。

図5 心停止傷病者への心肺蘇生の実施の有無(過去5年半の57事例)

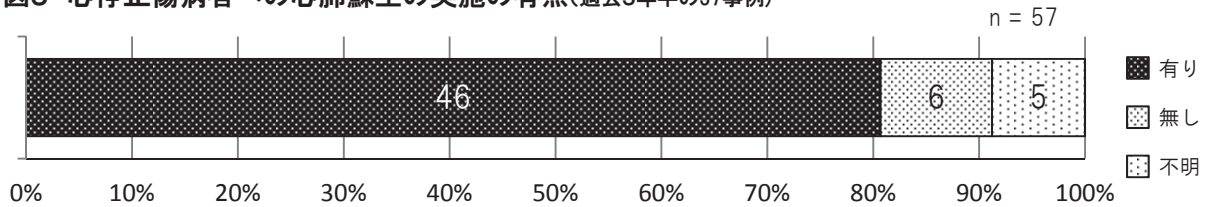


図6 心肺蘇生を実施した場合のAED装着※の有無(心肺蘇生を実施した46事例)

※除細動(電気ショック)を必要としない場合も含む

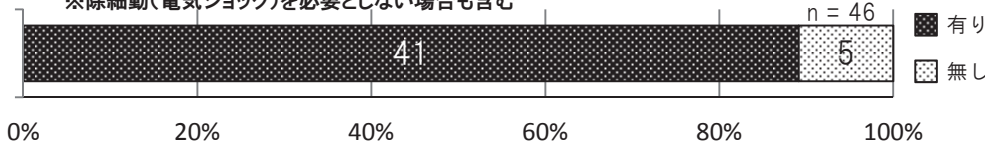
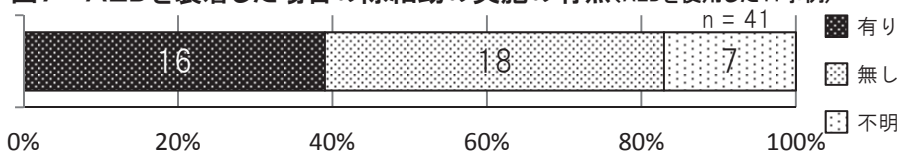


図7 AEDを装着した場合の除細動の実施の有無(AEDを使用した41事例)



ウ 心停止情報の把握

- ・市施設に設置されたAEDの使用件数等について、平成26年度分までは神奈川県からの照会を受け、健康福祉局で使用実績を調査していたが、それ以降については把握していない。
- ・ウツタイン様式※により、消防局は心停止傷病者の情報（発生場所、心肺蘇生の有無、AED使用の有無等）を把握し、毎年総務省消防庁に報告している。

※心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式。（総務省消防庁「平成29年度版消防白書」より抜粋）

(3) 本市施設の設置状況

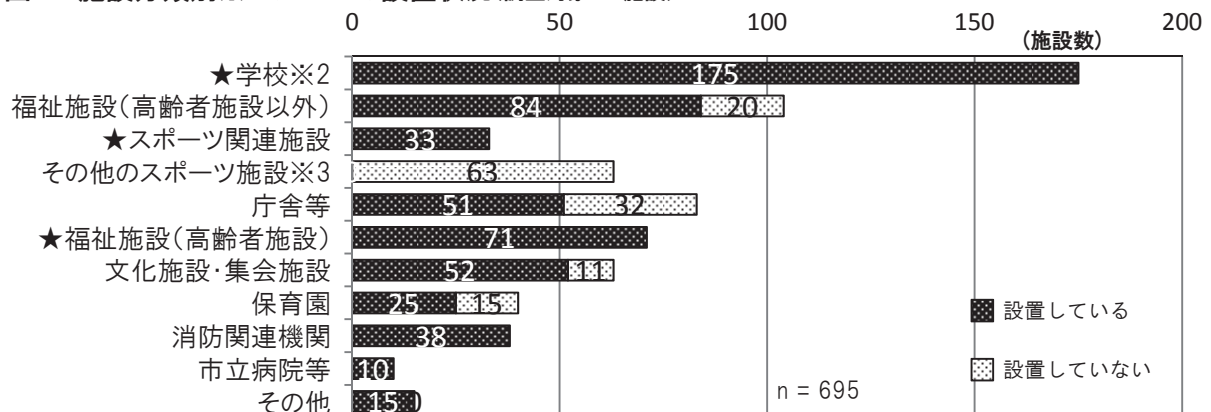
ア AEDガイドラインで推奨される施設に設置されているか

AEDガイドラインは、平成25年に一般財団法

人日本救急医療財団（以下、「救急医療財団」という。）が作成したガイドラインで、病院の外で生じる心停止傷病者の救命を促進するため、AEDの設置が推奨される施設の目安等を示したものである。厚生労働省はこれを参考に設置拡大を進めるよう通知を行っている（巻末1(1)ウ参照）。

AEDガイドラインで設置を推奨している施設に本市の各施設が当たるかどうかの情報がないため、健康福祉局が作成しているAED設置台帳（以下、「AED台帳」という。（6)ア参照）の施設分類を一部修正し、AEDの設置状況を示したものが図8である。このうち、AEDガイドラインで設置を推奨する施設に該当すると考えられる施設分類は、学校（小・中・高・短大等）、管理事務所があるグラウンド等のスポーツ関連施設、福祉施設（高齢者施設）であり、それらの施設全てにおいてAEDが設置されていた。なお、その他管理事務所がないグラウンド等のスポーツ施設では63施設（うち1施設で設置予定あり）で設置されていなかった。

図8 施設分類別※1のAEDの設置状況(調査対象695施設)



※1 健康福祉局作成のAED台帳の分類を一部修正したもの。

※2 この分類の「学校」には小中高校・特別支援学校に加え、短大を含む。この章の他の分類の「学校」には、短大を含まない。

※3 管理事務所がないグラウンド等

★はAEDガイドラインで設置が推奨されている施設と考えられるもの。

イ 同種の施設における設置状況
同種の施設における設置状況をみると、公営保育園及び指定管理保育園においては、40施設中、25施設で設置しており、15施設で設置していな

った(図9)。区役所道路公園センターにおいては、7区役所のうち、高津区のみで設置していた(図10)。

図9 各区別の公営保育園及び指定管理保育園におけるAED設置状況(保育園40施設)

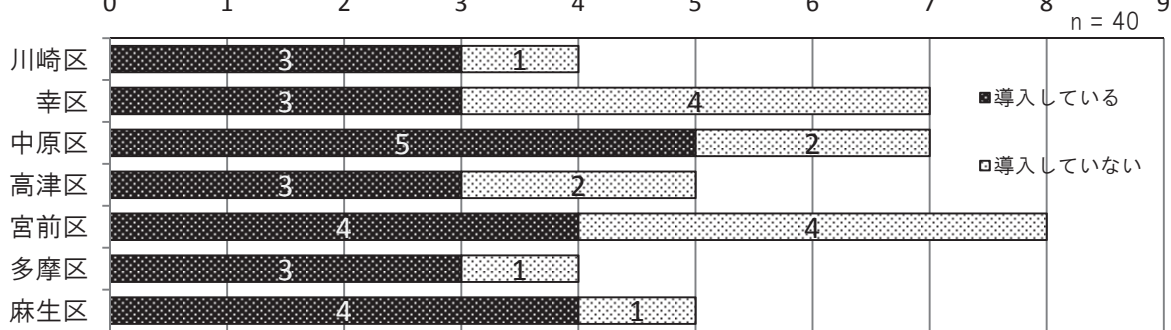
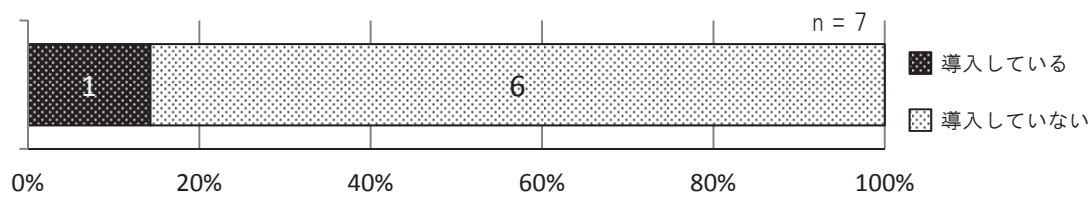


図10 区役所道路公園センターにおける設置状況(各区道路公園センター7施設)



(4) 誰もがすぐに使用できる状態となっているか
ア 表示・わかりやすさ

(ア) 施設入口等における設置施設表示

いざという時に誰もがすぐに施設に設置されたAEDを使用できるようにするためには、施設利用者や外部の人に、その施設にAEDが設置されていることを明らかにするため、施設の

入口においてステッカーを表示することなどが必要である。AEDの設置を示す設置施設表示の有無をみたところ、病院と消防関連機関を除くAEDを設置している497施設(※)中、当該表示がない施設は150施設であった(図11)。
※AEDマップ((6)イ(ア)参照)で設置場所の情報を公開しているAEDがある施設。

図11 施設入口等に設置施設表示があるか(病院、消防関連機関を除く公開(予定)施設497施設)

